

大槌・気仙川地域森林計画書

(大槌・気仙川森林計画区)

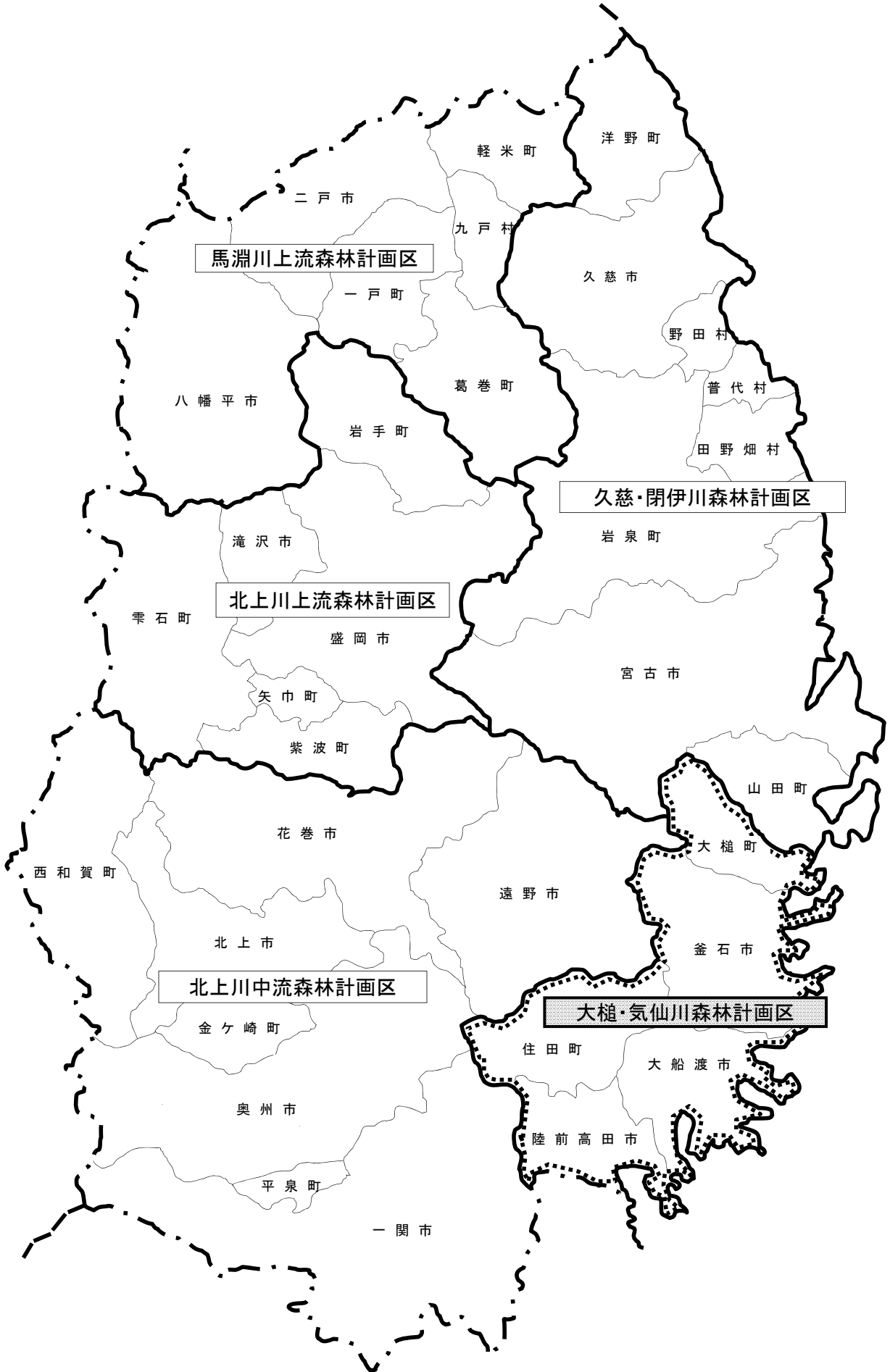
計 画 期 間

自 令和 2年 4月 1日

至 令和12年 3月31日

令和元年度樹立

岩 手 県



馬淵川上流森林計画区

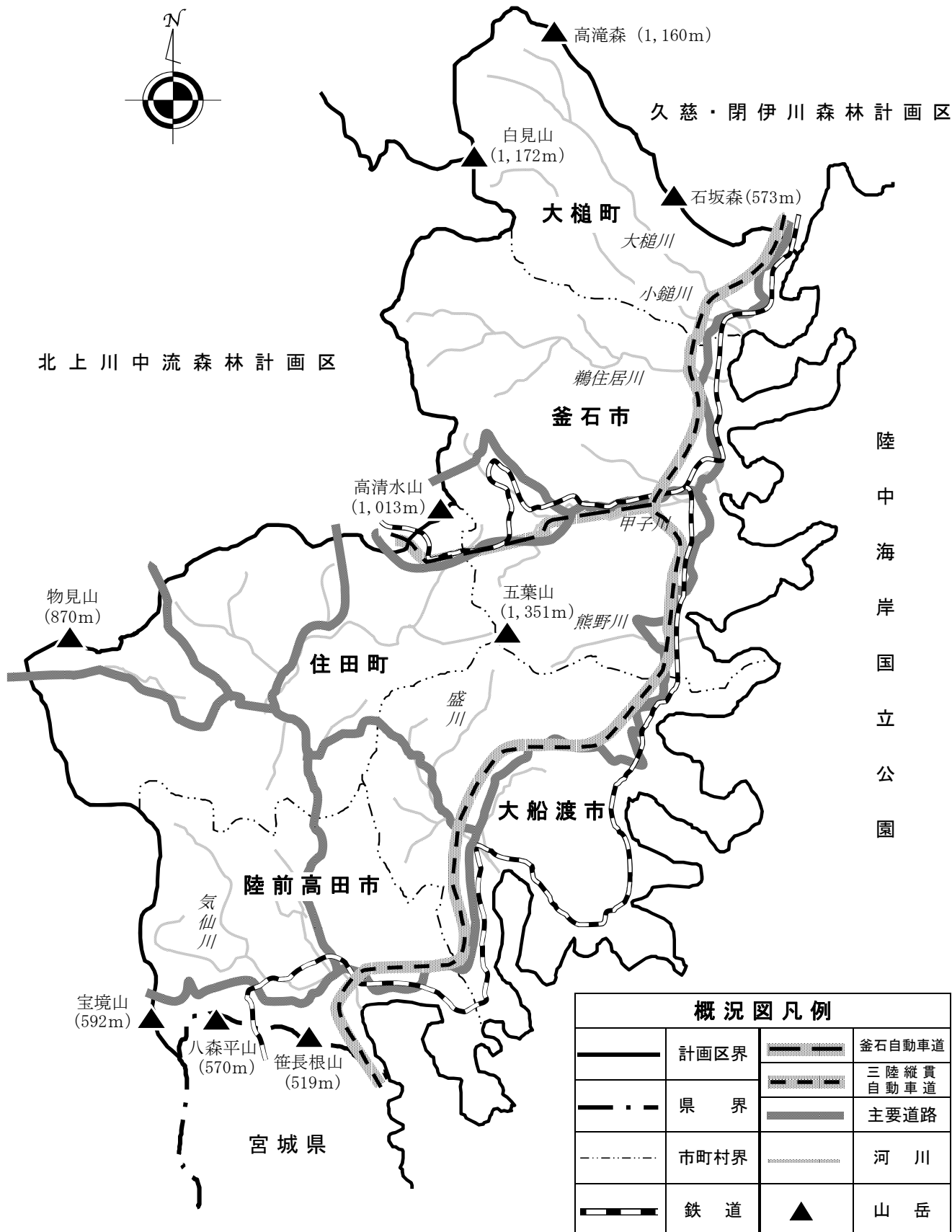
久慈・閉伊川森林計画区

北上川上流森林計画区

北上川中流森林計画区

大槌・気仙川森林計画区

大槌・気仙川森林計画区概況図



概況図凡例			
	計画区界		釜石自動車道
	県界		三陸縦貫自動車道
	市町村界		主要道路
	鉄道		河川
			山岳

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職氏名

農 林 水 産 部	部	長	上 田 幹 也
	林 務 担 当 技 監		橋 本 卓 博
森 林 整 備 課	総 括 課 長		工 藤 亘
	計 画 担 当 課 長		成 松 美 樹
	主 任 主 査		小 成 晴 紀
	主 査		後 藤 幸 広
	技 師		山 口 晃 輔
	技 師		小 川 茜

2 樹立従事期間

自 平成31年 4 月 1 日

至 令和元年12月26日

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要	1
(1) 位置、地形	
(2) 地質、土壌	
(3) 気候	
(4) 社会経済的背景	
(5) 森林・林業の概況	
(6) 震災からの復旧・復興に向けた取組	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
(1) 実行結果	
(2) 評価	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
(1) 計画策定の基本方針	
(2) 施業方法別の森林整備	
(3) 目標設定の考え方	
4 主な計画量の概要	9
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 造林・間伐面積	
(3) 林道の開設及び拡張	
(4) 保安林の指定又は解除	
(5) 治山事業	
5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）	11
(1) 大規模林野火災からの復旧に向けた取組	
(2) 防潮林の復旧に向けた取組	
(3) ナラ枯れ被害防止に向けた取組	
(4) 地域材の利用促進に向けた取組	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	13
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	19
第3 森林の整備に関する事項	20
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	20
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	23
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	27
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	29
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	33
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	35
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	38
1 森林の土地の保全に関する事項	38
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	43
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	44
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	45
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	48
1	保健機能森林の区域の基準	48
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	48
	(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	
	(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
第6	計画量等	51
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	51
2	人工造林及び天然更新別の造林面積	51
3	間伐面積	52
4	林道の開設及び拡張に関する計画	53
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	55
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	59
第7	その他必要な事項	60
1	保安林その他制限林の施業方法	60
2	その他必要な事項	70
	(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進	
	(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 位置、地形

本計画区は、県の沿岸南部に位置し、東は太平洋、南は宮城県に接する3市2町を包括する地域である。

大槌・気仙川森林計画区の行政区域

単位 面積：ha

行政区域		区域面積	
管轄県行政機関	市町村	小計	計
沿岸広域振興局	釜石市、大槌町	64,076	153,005
沿岸広域振興局 大船渡農林振興センター	大船渡市、陸前高田市、 住田町	88,929	

資料：平成29年 全国都道府県市区町村別面積調

本計画区の地形は、全体的に北上高地より太平洋に向けて東傾している。

中央部に五葉山（1,351m）等の山岳を有し、地形は一般に急峻である。北が高滝森（1,160m）、石坂森（573m）を結ぶ稜線で宮古市、山田町に、西は白見山（1,172m）、高清水山（1,013m）、物見山（870m）、宝境山（592m）を結ぶ稜線で遠野市、奥州市、一関市に、南は八森平山（570m）、笹長根山（519m）を結ぶ稜線で宮城県にそれぞれ接し、東は太平洋に面している。

これらの山岳地帯に源を発する主要河川としては、釜石市及び大槌町では、大槌川、小槌川、鶴住居川、甲子川及び熊野川が東流し、大船渡市、陸前高田市及び住田町では、盛川、気仙川が南流して、それぞれ太平洋に注いでいる。

また、本計画区内の三陸海岸に近い地域は、比較的急傾斜地のところが多く、リアス海岸となっている。

(2) 地質、土壌

本計画区の地質分布は、古生代ペルム紀の石灰岩、砂岩、粘板岩等となっている。

土壌は、黒色土が主体をなし、次いで褐色森林土、ポドゾル等となっている。標高が概ね700m以下の山岳地帯には褐色森林土が多く、丘陵地帯には赤色系の褐色森林土が分布している。また、内陸部の高原地帯には主として黒色土が分布しており、北上高地の概ね900m以上の地帯にはポドゾルが出現する。

(3) 気候

本県の気候は、緯度、経度、地形、海岸からの距離、海拔高度の違いによる各季節の気温、乾湿の変化から、大きく、三陸海岸、北上高地、内陸平野、西部山沿いの4つに区分されている。

本計画区は、三陸海岸の気候地帯に属し、温暖で内陸部に比べ夏は涼しく冬は暖かい。

年平均気温は、12℃前後であり、年間降水量は1,500mm程度と、県内では比較的降水量の多い地域である。

最深積雪は、10cm程度と少ないが、春先には重く湿った雪になりやすい。

(4) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、県土の10%に当たる15万3,005haで、その内訳は、森林86%（民有林67.3%、国有林19.0%）、水田1%、畑2%、宅地2%である。

イ 人口の動態

本計画区の平成30年における人口は10万9,180人、世帯数は4万6,983世帯となっており、平成26年に比べ人口は5.5%減少、世帯数は0.2%減少している。

ウ 地域産業の概要

本計画区の平成27年における就業人口は、5万4,701人。産業別の割合は、第1次産業8%、第2次産業33%、第3次産業59%と、第3次産業の占める割合が高い。

産業別の割合を平成22年と比べると、第1次産業で3.1ポイント減少、第2次産業で2.7ポイント増加、第3次産業で0.04ポイント増加している。

また、平成28年度の総生産額は5,216億円である。これは県全体の11%を占めている。

(5) 森林・林業の概況

本計画区の民有林面積は10万3千haで、民有林全体の13%、蓄積は2,950万m³で本県民有林の15%を占めている。

なお、基準年次（平成26年度～平成30年度）間の林地の異動状況については、官行造林地の契約の解除による返地や計画対象森林以外への造林等による増加及び林地開発等による減少の結果、517haの増加となっている。

本計画区の平成30年度における民有林の現況は、次のとおりである。

ア 針葉樹、広葉樹別の割合は、立木地面積9万9千7百haのうち針葉樹53%、広葉樹47%、蓄積2,950万m³のうち針葉樹79%、広葉樹21%となっており、面積、蓄積共に針葉樹の割合が高くなっている。

また、人工林率は、民有林面積の48%で県全体の42%を大きく上回っている。

イ 針葉樹の樹種別割合は、針葉樹面積5万2千haのうちスギ56%、アカマツ33%、カラマツ9%、蓄積2,316万 m^3 のうちスギ66%、アカマツ29%、カラマツ4%となっており、面積、蓄積ともスギの割合が高くなっている。

ウ 所有形態別面積は、私有林が7万haで、計画区面積の68%を占め、次いで市町村有林22%、県有林10%となっている。

エ 林道等基幹路網の整備状況は、平成30年度末までに総延長で628km開設され、林道密度は6.1m/haで、県平均密度5.8m/haを上回っている。

また、林内道路延長は1,722kmとなっており、林内道路密度は16.8m/haで、県平均密度16.7m/haと同程度となっている。

オ 平成29年次の素材生産量（推定値）は12万 m^3 で県全体の12%となっており、このうち針葉樹は11万9千 m^3 、広葉樹は1千 m^3 となっている。

カ 陸前高田市、住田町には、製材、集成材生産、プレカット加工等の木材加工施設が整備されており、素材生産から加工・流通に至る一貫した体制のもと、市場ニーズに即応した付加価値の高い製品生産に取り組んでいる。

キ 大船渡市、陸前高田市、住田町は、松くい虫被害の沿岸部の被害先端地域として、懸命な防除対策を行っているが、被害量は、平成28年度の3,974 m^3 をピークに、同程度で推移している。平成30年度の被害量は3,901 m^3 であり、平成29年度から57 m^3 の増となっている。

ク 近年、沿岸部の被害が拡大している、カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」被害は、平成25年度に大船渡市で被害が確認されて以降、被害が拡大し、被害量は平成29年度に2,259 m^3 まで増加した。平成30年度の被害量は270 m^3 と大幅に減ったものの、被害区域は拡大傾向にある。被害の拡大を防ぐために県が策定した「ナラ枯れ被害対策実施方針」及び「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、被害木の駆除や被害木の利用を行っている。

ケ 本計画区の特徴的な森林病虫獣害としては、五葉山を中心としたホンシュウジカの被害があげられる。平成30年度の被害は、区域面積81.69ha、実損面積4.99ha、被害額7,184千円となっている。関係機関が連携した生息域の監視や、個体数調整の実施状況を把握したうえで、防護柵の設置、忌避剤の塗布などの被害対策に取り組んでいる。

(6) 震災からの復旧・復興に向けた取組

本県に甚大な被害をもたらした、平成23年3月11日発生の東日本大震災津波により、森林・林業関係においても、合板工場等の木材加工施設や治山海岸施設の防潮堤などが被災したが、木材加工施設の復旧・再建については平成26年度末に、防潮堤の復旧については平成30年6月に全て完了し、現在、海岸防災林の復旧を行っている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 実行結果

本計画区の前計画（平成 27 年度～令和 6 年度）における前半 5 か年分（平成 27 年度～令和元年度）の主な計画の実行結果については以下のとおり。

計画事項	区分	前計画	実行	実行率
伐採	主伐材積	755 千 m^3	496 千 m^3	66%
	間伐材積	650 千 m^3	246 千 m^3	38%
	計	1,405 千 m^3	742 千 m^3	53%
造林	人工造林面積	1,240 ha	379 ha	31%
	天然更新面積	1,150 ha	2,299 ha	200%
	計	2,390 ha	2,678 ha	112%
間伐	間伐面積	11,550 ha	3,316 ha	29%
林道開設	開設延長	71,170 m	8,948 m	13%
	拡張延長	15,900 m	4,670 m	29%
	計	87,070 m	13,618 m	16%
保安林	指定面積	746 ha	529 ha	71%
	解除面積	18 ha	22 ha	122%
治山事業	施行地区数	17 地区	3 地区	18%

注 主伐の実行量は、平成 27 年次～平成 29 年次の実績に平成 30 年次～令和元年次の見込み量を加えたもの。
その他の実行量は、平成 27 年度～平成 30 年度の実績に令和元年度の見込み量を加えたもの。

(2) 評価

伐採材積について、主伐は伐期を迎えたスギを中心に行われ、間伐は国の補助事業等を活用した取組を行ったが、計画量の約 5 割の実行率となっている。

造林については、森林所有者の経営意欲の減退等から、人工造林面積は計画量の約 3 割の実行率であったが、天然更新が進み、総量において計画量を上回る結果となっている。

間伐については、県が策定した「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」で間伐目標面積を設定し、目標達成に向けて取り組んでいる。本計画区では、台風や豪雨による作業道の被災や、大規模林野火災の復旧事業等に労務が優先されるなどの影響により、計画量の 3 割の実行率となっている。

林道開設については、社会経済情勢による公共事業予算の縮減や、地域との調整に時間を要したことなどから、計画量の約 2 割の実行率となっている。

保安林の指定については、公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進し、計画面積の達成に向けて取り組んでいるが、森林所有者の理解が得られないなどの理由により、計画量の約 7 割の実行率となっている。

治山事業については、県が策定した治山事業四箇年実施計画（第1期：平成23年度～平成26年度、第2期：平成27年度～平成30年度）に基づき取組を進めたが、東日本大震災津波からの復興事業や、平成28年度に発生した甚大な台風災害に緊急かつ優先的な対応が必要となったこと等により、計画量の約2割の実行率となっている。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林に対する県民の要請は、木材等の林産物の供給や水源の涵養^{かん}、県土の保全、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など多様化してきている。

本計画樹立に当たっての基本的な考え方は、平成28年5月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び平成30年10月に閣議決定された全国森林計画に基づくとともに、本県森林の持続的な森林経営を促進する観点から次のとおりとする。

なお、この実行に当たっては、森林所有者、林業・木材業者、森林組合等のもとより、県民一人ひとりが受益者としての立場で、森林の育成に向けた主体的な取組を行うことが必要である。

(1) 計画策定の基本方針

ア 森林資源の循環利用

将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、保育・間伐等の森林整備を実施する。また、最近の木材需要に対応して伐採された跡地については、再造林等により確実な更新を図り、森林資源の循環利用を促進する。



イ 公益的機能に配慮した多様な森林整備

森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育・間伐等の森林整備を実施するとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。



ウ 森林環境の保全の推進

県民の安全で安心な暮らしと豊かな環境づくりのため、森林の有する水源の涵養^{かん}、山地災害防止等の公益的機能を高度に発揮する森林について、計画的な保安林指定と保安施設事業を推進する。

また、自然環境や景観を維持する必要がある森林については、環境に与える影響に配慮した施業を行い、森林環境の保全に努める。

エ 林道等路網の整備

林道等路網整備の推進に当たっては、計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置やコストの縮減を図るとともに、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮する。

また、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、作業を行う林業機械や、傾斜に応じて林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせた整備を促進する。



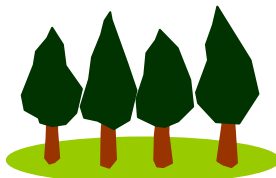
オ 森林施業の合理化及び林業の担い手育成

効率的かつ安定的な森林経営を図るため、森林経営計画作成への助言・指導や林内路網整備、高性能林業機械の導入などにより、低コストで効率的な作業システムの構築を促進するとともに、これを担う林業経営体の育成を進める。

(2) 施業方法別の森林整備

ア 育成単層林

地形、土壌条件、植生等の自然条件から見て、高い林地生産力が期待される森林等に対して、林業機械の導入や路網整備等の基盤強化を通じ、健全な森林の維持造成や持続的な木材の安定供給を図るため、伐採後の植栽や保育・間伐等の作業を積極的に実施する。



皆伐・植栽ほか

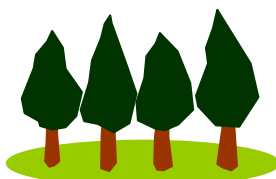


保育・間伐



イ 育成複層林

公益的機能の発揮に対する要請が高い森林や、成長量が低い森林等において、林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成するよう、自然環境に配慮した森林の形成を図る。



択伐・植栽ほか

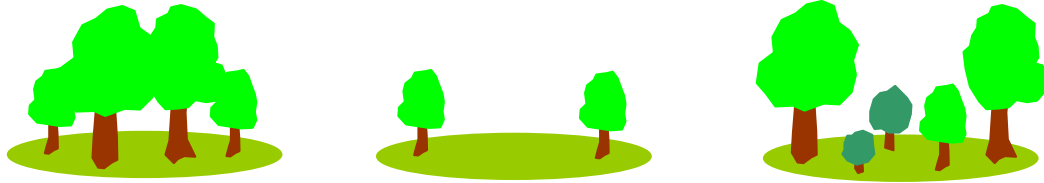


保育・間伐



ウ 天然生林

主として天然力の活用により多様で健全な森林を育成し、その中で公益的機能や木材生産機能等の発揮を図る。



(3) 目標設定の考え方

この計画の策定に当たっては、上記の基本的な考え方に沿って、森林に対する県民の多種多様なニーズに応えながら、全国森林計画に即し、他の計画区との調整を図り、森林整備や保全の目標、立木竹の伐採、造林、間伐、林道の開設等に関する事項を明らかにする。

なお、市町村においては、市町村森林整備計画の策定に当たり、本計画を指針として関係諸施策の実施状況を考慮し、森林施業の効果的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

4 主な計画量の概要

本計画区における計画期間（令和2年度～令和11年度）の主な計画量については、全国森林計画で定める計画量に即し、次のとおりとする。

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

主伐及び間伐に関する伐採立木材積については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、人工林が本格的な利用期を迎える中、森林の公益的機能の発揮と木材生産を両立させる森林経営の確立を目指すこととする。

また、長伐期化や針広混交林化を積極的に促進し、伐採方法については、皆伐から間伐・択伐への移行に努めることとする。

単位 材積：1,000 m³

区 分	主 伐			間 伐
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹
前 期 (R2-R6)	550	80	630	650
後 期 (R7-R11)	570	80	650	750
計 (R2-R11)	1,120	160	1,280	1,400

(2) 造林・間伐面積

造林については、全国森林計画に即して以下のとおりとし、伐採後は、人工造林又は天然更新によって速やか、かつ、適確な更新を図り造林未済地の発生を抑制する。
また、間伐については、搬出間伐を促進する。

単位 面積：ha

区 分	造 林			間 伐
	人工造林	天然更新	計	針葉樹
前 期 (R2-R6)	1,380	1,060	2,440	11,550
後 期 (R7-R11)	1,690	1,070	2,760	13,320
計 (R2-R11)	3,070	2,130	5,200	24,870

(3) 林道の開設及び拡張

林道の開設及び拡張については、効率的な森林施業及び森林の適切な管理に必要な林道を計画的に整備する。

単位 延長：m

区 分	開 設		拡 張	
	路線数	延 長	路線数	延 長
前 期 (R2-R6)	10	44,730	2	3,700
後 期 (R7-R11)	10(4)	67,190	5(1)	67,140
計 (R2-R11)	16	111,920	6	70,840

注 ()内の数値は、路線数のうち前期から継続のものであること。

(4) 保安林の指定又は解除

保安林の指定については、保安林配備の現状を踏まえ、水源涵養等森林の有する公益的機能の確保のため、必要のある森林について計画的に保安林を指定する。

単位 面積：ha

区 分	指定面積	解除面積	期末面積
前 期 (R2-R6)	1,045	2	18,729
後 期 (R7-R11)	915	-	19,644
計 (R2-R11)	1,960	2	

注 指定面積については、重複して指定する保安林面積の累計であること。

(5) 治山事業

治山事業の施行地については、災害に強い地域づくりや豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、計画的に整備する。

単位 地区

区 分	保安林 整 備	防災林 造 成	山 地 治 山	治山施設 機能強化	地すべり	計
前期 (R2-R6)	7	2	10	6	1	26
後期 (R7-R11)	4	2	28	-	-	34
計 (R2-R11)	11	4	38	6	1	60

5 本計画区内の特徴的な取組事例（トピック）

(1) 大規模林野火災からの復旧に向けた取組

釜石市の尾崎白浜・佐須地区において、平成 29 年 5 月に発生した大規模な林野火災は、焼失面積 413ha、被害額 7 億 4,500 万円に上る甚大な被害をもたらしました。

釜石市や釜石地方森林組合、沿岸広域振興局では「尾崎白浜・佐須地区林野火災に係る林地再生対策協議会」を組織し、関係者連携のもと、早期復旧に向けて地拵えや植栽等の復旧事業を進めています。

また、地元高校生や市民団体等によるボランティアでの植樹活動や、ラクビーワールドカップ 2019™の会場となった釜石鶴住居復興スタジアム等への被害材の活用などの取組も行われています。



復旧作業の状況（H30.5 現在）



釜石鶴住居復興スタジアムへの被害材の活用

(2) 防潮林の復旧に向けた取組

県では、東日本大震災津波により被災した防潮林の復旧に取り組んでおり、当計画区内の 7 地区のうち、5 地区の復旧事業が完成しています。

高田松原地区（陸前高田市）については、復旧事業に加え、「高田松原を守る会」等地元関係者との連携により、市内外からのボランティアによる植樹活動が行われており、吉浜地区（大船渡市）の復旧事業とともに、令和 2 年度の完成に向けて取り組んでいます。



ボランティアによる植樹活動



高田松原の復旧状況（R元.8 現在）

(3) ナラ枯れ被害防止に向けた取組

本県におけるナラ枯れ被害は、平成 22 年に初めて確認され、平成 25 年以降は当計画区内においても被害が発生しています。

県では、被害材等の移動に関するガイドラインを策定するとともに、市町村や森林組合等と連携し、被害状況の調査や監視、被害木の駆除、殺菌剤の注入や殺虫剤の塗布、ナラ林の更新による健全化促進、被害を引き起こすカシノナガキクイムシの誘因捕殺など、被害防止に向けた取組を行っています。



殺菌剤の注入



殺虫剤の散布

(4) 地域材の利用促進に向けた取組

気仙地域は古くから気仙杉の産地として知られ、木材加工施設が数多く立地しており、木材生産が盛んな地域です。

大船渡農林振興センターでは、市町や林業関係団体等と連携し、「もっと・WOOD・気仙材を！」を合言葉に、キャラクターグッズやパンフレットの作成・配布によるPRや、首都圏市場や公共施設整備への売込みの実施、気仙スギまつりや地域材利用促進セミナーの開催など、地域材の利用促進に向けて取り組んでいます。



キャラクターグッズによるPR



地域材利用施設（大船渡消防署住田分署（H30.3完成））



林太郎

もっと・WOOD・気仙材を！



こんちゃん

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		102,943	
市 町 村 別 内 訳	釜石市	29,318	
	大槌町	8,765	
	大船渡市	24,682	
	陸前高田市	17,218	
	住田町	22,961	

- 注1 地域森林計画の対象とする地域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く）、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び同10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、沿岸広域振興局農林部、大船渡農林振興センター及び関係市町とする。
- 4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない。



第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林	
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	

機能の区分	森林の望ましい姿	イメージ
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>	
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、7つの機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）を基礎的な指標とする。また、それぞれの森林が有する機能に応じて、適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて風害、霧害等の気象災害等を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は、多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。</p> <p>このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した、適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する多面的機能の発揮に向けて、(2)の森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、以下のとおり誘導する。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林	53,225	53,691
	育 成 複 層 林	1,781	3,818
	天 然 生 林	47,932	45,429
森 林 蓄 積		287	270

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

2 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

3 天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

県及び市町村は、十分な連携のもと、発揮を期待する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努める。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の伐採立木材積を踏まえ、次に掲げる事項によるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとする。

ア 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1か所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

イ 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2 m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

ウ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実と見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うこととする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

エ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

オ 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目安（年）	伐区の設定 方法等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	80以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80以上 80以上 70以上	1伐区20m×20mで 4箇所/ha程度以内
	带状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	80以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹高 程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	80以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土 砂の崩壊、流出に伴 い下流域に被害を及 ぼすおそれがない程 度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	45～60 45～60 40～55 25～30	

カ 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

なお、「標準伐期齢」は市町村森林整備計画で定められるものであるが当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位 年

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
大槌・気仙川	40	40	35	45	25

(3) その他必要な事項

ア 県土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要がある森林については、市町村森林整備計画において伐採の方法を特定し、環境に配慮した伐採を行うよう努めるものとする。

イ 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図るものとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、森林計画区の自然条件、既往の造林地の生育状況、林産物の需要動向等を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹
------	---------------------------

市町村森林整備計画で上記以外の樹種を定める場合には、適地適木を旨とし、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとする。

(ア) 人工林の植栽本数

a 皆伐後の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次の植栽本数を標準とし、自然条件や既往の植栽本数等を勘案して定めるものとする。

なお、植栽に当たっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

樹種	スギ	アカマツ	カラマツ
	3,000本/ha	4,000本/ha	2,500本/ha
植栽本数	(疎～密) 1,000～4,000本/ha	(疎～密) 2,800～5,000本/ha	(疎～密) 1,000～3,000本/ha

市町村森林整備計画で上記の範囲を超えて標準植栽本数を定める場合には、確実な更新が図られるよう、林業普及指導員等の指導を受けて定めるものとする。

また、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める標準的植栽本数の範囲をこえて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けることとする。

b 非皆伐後の植栽本数

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐

採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

全面地拵え、筋地拵え、坪地拵えの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の自然条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うこととする。

なお、地拵えの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定することとする。

b 植付けの方法

作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うこととする。

c 低コスト造林の導入

伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用等、造林コストの低減に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、公益的機能の維持のため森林の早期回復を旨として次のとおりとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等、市町村森林整備計画で定める「天然更新に関する事項」についての指針は、「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおりとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新対象樹種は、全ての針葉樹、ホオノキ※、クリ※、ナラ類※、カエデ類※、ミズキ※、ハリギリ、サクラ類※、ケヤキ※、クルミ類※、ブナ※等、将来樹冠を形成する樹種（高木性）とする。

※は、ぼう芽更新が期待できる樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、ぼう芽更新及び天然下種更新とし、更新補助の作業は次のとおりとする。

(ア) ぼう芽更新

根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として芽かきを行うこととする。

また、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を勘案し、必要に応じて植え込みを行うこととする。

(イ) 天然下種更新

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ 更新完了基準

(ア) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね30 cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

(イ) 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね1 haあたり2,000本以上であることとする。

(ウ) 上記(イ)の条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。

(エ) 上記(イ)の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施すること。

エ 更新調査の方法

(ア) 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年経過時点とする。

(イ) 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野帳に現地の写真を添付し、保管する。

a 1箇所あたりの標準地の大きさは、5 m×4 mとする。

b 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2 箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上
	5 ha 以上	5 箇所以上

c 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

市町村森林整備計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」についての指針は次のとおりとする。

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等の社会的要請等の諸条件を勘案し、天然更新が期待できない森林について定めるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進する。

なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し将来資源の確保を図る。

イ 松くい虫被害抵抗性アカマツ品種の導入

アカマツの人工造林に当たっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を奨励する。

ウ 広葉樹資源の持続的利用

製紙用チップやしいたけ、木炭の原木として供給されている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

エ 花粉の少ないスギ品種の導入

スギの人工造林に当たっては、花粉の少ない品種の導入を進める。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」についての指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐の方法等を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意すること。

樹種	間伐の時期の目安	間伐時期(年)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

○ 間伐の方法

間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用することとし、材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹幹密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の作業種別の標準的な方法」についての指針は、立木の生育促進及び森林の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

樹種	保育の種類	実施林齢															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切							○				○					
	除伐								○					○			
	枝打ち											○					○
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐							○								○	
カラマツ	下刈	○	○	○	○	○											
	つる切						○				○						
	除伐								○							○	

(3) その他必要な事項

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷に放置しないなど、災害の防止に努める。

イ 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、搬出間伐の定着を図る。

ウ 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなど配慮する。

エ 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の利用促進に努める。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」という。）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」という。）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）に区分し、発揮を期待する機能に応じた森林整備及び保全を図ることとしている。

本県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとしている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」とする。

市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林等の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針は次のとおりとする。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針に準拠し、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

県の区分	区域の設定基準
生態系保全森林 (悠久の森)	<ul style="list-style-type: none">・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域・ 鳥獣保護区特別保護地区・ 県指定自然環境保全地域特別地区・ 民有林緑の回廊

県の区分	区域の設定基準
<p>生活環境保全森林 (ふれあいの森)</p>	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（飛砂防備、防風、潮害防備、防雪、防霧、防火、魚つき、航行目標、保健、風致） ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の普通地域等 ・ 都市計画法による風致地区 ・ 史跡名勝天然記念物にかかる森林 ・ 特別緑地保全地区、県指定環境緑地保全地域 ・ 生活環境保全機能又は保健文化機能が高位の森林
<p>県土水源保全森林 (ほぜんの森)</p>	<p>「生態系保全森林（悠久の森）」及び「生活環境保全森林（ふれあいの森）」以外の森林のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、落石防止） ・ 保安施設地区、砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 水源涵養機能又は山地災害防止機能が高位であつて、木材等生産機能が低位であり、かつ、傾斜 20 度以上、かつ、年平均成長量が 5 m³/ha 未満である森林

注 区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	該当する森林	森林施業の方法
生態系保全森林 (悠久の森)	保健文化機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。) 	<p>① 択伐による複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>② 複層林施業を推進すべき森林 左記森林のうち、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」以外の複層林施業を推進すべき森林</p> <p>③ 長伐期施業を推進すべき森林 左記森林のうち、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能な上記①、②以外の森林</p> <p>〔主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。〕</p> <p>なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。</p>
生活環境保全森林 (ふれあいの森)	快適環境形成機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林 	
県土水源保全森林 (ほげんの森)	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜が急な箇所 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 <p>【地質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基岩の風化が異常に進んだ箇所 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 破碎帯又は断層線上にある箇所 流れ盤となっている箇所 <p>【土壌等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 土層内に異常な滞水層がある箇所 石礫地から成っている箇所 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所 	
		<p>【地形】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標高の高い地域 傾斜が急峻な地域 谷密度の大きい地域 起伏量の大きい地域 渓床又は河床勾配の急な地域 掌状型集水区域 <p>【気象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年平均又は季節的降水量の多い地域 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大面積の伐採が行われがちな地域 	<p>下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小する。</p>
	上記以外の森林	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を拡大する。	

注 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- ・保安林、保安施設地区内の森林
- ・その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

県の区分	区域の設定基準
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する木材等生産機能の発揮を重視する森林で、(1)のアの区分(生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林)以外の森林

イ 施業の方法に関する指針

県の区分	国の区分	森林施業の方法
資源循環利用森林 (循環の森)	木材等生産機能維持 増進森林	木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

注 次の森林は別途施業の方法に制限があることから、留意すること。

- ・保安林、保安施設地区内の森林
- ・その他の法令により立木伐採に係る制限がある森林

(3) その他必要な事項

なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、Ⅱ第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮することとする。

開設に当たっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めることとする。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を進めることとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	152	435
うち林業専用道	-	-

注1 路 網：一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」の総称

2 基幹路網：「林道」と「林業専用道」の総称

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網開設に当たっては、「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択する。

なお、自然条件等が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
		路 網 密 度	基 幹 路 網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

- 注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。
- 2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。
 - 3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」の設定について（平成25年10月21日森整第500号森林整備課総括課長通知）により、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘案し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域とする。

区域の設定に当たっては、次の箇所について設定を検討することとする。

- ア 木材生産機能が高い森林（木材等生産機能維持増進森林のゾーニング区域）
- イ 森林経営計画が立てられている、又は予定がある森林
- ウ 林道・林業専用道等が整備されている、又は計画（開設・改良）予定の森林
- エ 特定間伐等促進計画が立てられている、又は予定がある森林

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に則り開設すること。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし。

(6) その他必要な事項

- ア 立木の伐採等による林産物の搬出に当たっては、地表のかく乱、土砂流出による災害が発生しないよう、林地の保全に留意すること。
- イ 搬出のため森林作業道を開設する場合は、極力地形に沿った路線形とし、切土、盛土、及び捨土は必要最小限にとどめ、必要に応じて、法面の安定のための法面保護工、雨水及び溪流による浸食を防ぐための排水施設などを施工することにより、林地の荒廃や下流への土砂の流出を未然に防止すること。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

流域内の市町村、林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に促進することとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 意欲と能力のある林業経営体等による施業集約化の促進

森林経営管理制度において、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等による施業集約化を促進する。また、施業集約化に当たっては、森林関連情報の提供、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施など、積極的な支援体制の整備に努めることとする。

なお、不在村森林所有者を含めた森林所有者に対し、森林の経営の委託に関する普及啓発等の働きかけを強化し、森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を促進することとする。

イ 国有林との連携の促進

効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進する。

ウ 森林経営管理制度の活用の促進

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度等の活用を促進することとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業就業者の養成・確保

林業就業者の養成・確保のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働安全衛生対策、他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化を促進するとともに、林業労働力確保支援センターによる森林施業の実践に必要な知識や技能及び資格の取得に係る段階的かつ体系的研修等との連携により、林業就業者のキャリア形成を図る。

また、新規参入者の確保、定着化を図るとともに、いわて林業アカデミーなど、

UJIターナー者をはじめ林業就業に意欲を有する者を対象とした、基礎的な知識や技能を習得するための講習等を通じて、林業への新規就業の円滑化に努める。

イ 意欲と能力のある林業経営体等の育成強化

地域の林業の担い手となり得る意欲と能力のある林業経営体等に対し、森林経営計画の作成や高性能林業機械等を活用した低コスト施業の技術習得など、施業集約化による生産性及び収益性の向上を実現できるよう、技術者・技能者の育成を計画的に推進する。

また、生産性の向上のための高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、岩手県林業技術センターや林業労働力確保支援センター等による経営指導や研修を通じて普及指導に努める。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

傾斜等自然条件や路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、普及及び定着を促進するとともに、現地の作業条件に応じた効率的作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進することとする。

ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの構築を促進することとする。

導入促進に当たっては、オペレーターの養成、機械の共同利用の促進等を行うとともに、より効率的な森林施業のための路網整備になるよう、路網整備等推進区域の設定により、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に図ることとする。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、枝条の整理や林地のかく乱防止等森林の保全に配慮すること。

イ 機械作業システムの目標

機械作業システムの目標は、地形や経営形態等の地域の特性に応じて、次のとおりとする。

区 分		車両架線系別	主な高性能林業機械
大規模	緩傾斜地	車両系	ハーベスタ（伐倒・造材）、フォワーダ（搬出）
	急傾斜地	架線系	タワーヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）
小規模	緩傾斜地	車両系	木寄ウィンチ付グラブ（搬出）、プロセッサ（造材）
	急傾斜地	架線系	スイングヤーダ（搬出）、プロセッサ（造材）

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 素材の安定供給体制の構築

意欲と能力のある林業経営体等の育成・強化や高性能林業機械導入、林内路網の整備などによる低コスト素材生産の促進及び関係団体等による県産材供給連絡会議を通じて、大口需要者などへの素材供給体制の一層の強化に取り組む。

イ 木材加工事業体の育成・強化

需要者のニーズに対応した乾燥材等の品質が確かな製材品等の供給体制の整備を図るとともに、素材生産から製品加工に至るまでの事業体間の連携強化により外材や県外製材品等との競争力の強化に取り組む。

ウ 林産物の需要拡大

木材市場、合板工場、集成材工場等の連携により地域材の需要拡大を図るとともに、木質資源の多段階的利用を推進するため、土木用資材等として間伐材等の中小径材の利用を促進する。

木質バイオマスについては、平成31年3月に策定した「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第2期）」に即し、林地残材や製材工場で発生する木屑等を利用するなど、森林資源の有効活用を促進する。

(5) その他必要な事項

流域森林・林業活性化センター等の活動を中心に、市町村、林業関係者、地域住民等の合意形成の下、川上から川下まで連携し、森林整備及び地域材の安定供給を総合的に促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
総 数		47,949			
釜石市	1～48, 50, 51, 54～64, 68, 70, 71, 77, 78, 87, 88, 90～93, 95, 97, 98, 102～123, 125～198, 200, 203, 205, 207～228, 230～247, 249～263, 265～275, 277～280, 286～288, 290～298, 300～310, 313, 315～317, 320～326, 332, 334, 336～404	16,315	1 保安林等制限林については、制限林の施業方法によることとする。 2 その他の区域（山地災害防止機能の高い森林）については、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止に留意することとし、伐採に当たっては、択伐、小面積皆伐等の施業が望ましい。また、搬出に当たっては、できるだけ積雪時の冬期搬出や架線集材が望ましい。	水かん	5,446
				土流	333
				土崩	4
				飛砂	1
				防風	15
				潮害	1
				魚つき	1,141
				保健	119
大槌町	1～15, 18～26, 28, 31, 32, 41, 42, 44～49, 53～56, 58～62, 64～68, 71, 74, 75, 77, 78, 80～87, 89～93, 95～100, 102～124, 127～134	2,673		水かん	81
				土流	169
				土崩	7
				潮害	1
				雪崩	10
				魚つき	82
				保健	21
大船渡市	1～7, 9, 11～16, 18～20, 23～28, 30～61, 63～65, 67, 75, 77～80, 84, 87～89, 92～107, 109～113, 115, 116, 118～121, 125, 126, 132～182, 185, 186, 188, 189, 191～198, 200～202, 205～216, 218, 219, 222～231, 233～249, 251, 252, 254～263, 266～335	14,286		水かん	2,285
				土流	1,188
				土崩	8
				防風	4
				潮害	3
				干害	267
				魚つき	241
				保健	187
陸前高田市	1～3, 8～32, 34, 36, 37, 42～151, 154, 161～164, 166, 167, 172～176, 180～182, 186～199, 201, 205, 208～211, 215～218, 221～234	7,001		水かん	1,758
				土流	307
				土崩	42
				飛砂	7
				潮害	8
				干害	33
				魚つき	107
				保健	33

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	地 区 (林 班)				
住 田 町	1～15, 17～23, 25～31, 33～50, 52～55, 58～60, 62～65, 67～78, 81, 82, 84, 85, 87～92, 94, 98, 100, 101, 109～111, 121～126, 130, 140, 141, 143～148, 154, 157～161, 164～171, 173, 175～179, 181～208, 211～224, 228～231, 233, 244～252, 260～262, 269～272, 275, 277～279, 281, 287, 290, 296～299, 302, 303, 305～316	7,673		水かん	2,824
				土流	606
				土崩	21
				防風	14
				干害	35
				保健	35

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林 土 流 = 土砂流出防備保安林 土 崩 = 土砂崩壊防備保安林
 飛 砂 = 飛砂防備保安林 防 風 = 防風保安林 潮 害 = 潮害防備保安林
 干 害 = 干害防備保安林 雪 崩 = なだれ防止保安林 魚つき = 魚つき保安林
 保 健 = 保健保安林

2 備考欄の数字は重複する保安林面積である。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

○森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	搬 出 方 法	
総 数		28,404		
市	釜石市	2～9, 11～33, 36～47, 54, 56～64, 68, 70, 71, 77, 78, 87, 88, 95, 97, 98, 102, 104～106, 108～111, 114, 118～123, 127～139, 142, 143, 145, 146, 152, 155, 158～161, 166～170, 176, 177, 181～183, 192～198, 203, 208, 209, 211～216, 219, 220, 222, 225, 226, 228, 238～240, 243, 246, 249, 258～263, 266～273, 290～297, 300～304, 307, 309, 310, 313, 316, 324～326, 332, 334, 336～357, 361～404	8,784	立木の伐採等による林産物の搬出方法については、土砂流出等の災害が発生しないよう、架線集材等林地の保全に留意した搬出方法とすること。 また、やむを得ず搬出のため作業路を開設する場合でも、切土等の土工は必要最小限とし、必要に応じて防災施設の設置を行い、林地の荒廃及び下流域への災害を未然に防止すること。
	町	大槌町	1～12, 19～26, 31, 32, 44～49, 58～60, 64～68, 71, 75, 77, 78, 80～87, 89～93, 95～99, 102～106, 108～111, 114～124, 127～134	
村	大船渡市	2, 3, 5～7, 9, 11～16, 18～20, 23, 30～34, 36～40, 42～46, 48～61, 64, 65, 67, 75, 77～80, 87～89, 92～102, 107, 109, 110, 112, 113, 118, 125, 126, 132～167, 173, 180, 181, 192～197, 200～202, 205～213, 215, 216, 219, 224～228, 231, 233～239, 241, 243, 246, 252, 254～257, 259～263, 266～271, 275～285, 289～300, 309～330	8,509	
	内	陸前高田市	1～3, 8～20, 23～32, 34, 37, 43～53, 55～86, 88～91, 93, 94, 96～136, 138～146, 148～151, 161～163, 166, 167, 172～176, 180, 187～189, 194, 197, 205, 209, 215～218, 221, 222, 225～227, 231, 232	
沢		住田町	1～15, 17～19, 23, 26～31, 33～50, 52～54, 62, 64, 65, 67～71, 81, 82, 84, 87～92, 98, 100, 101, 121～124, 126, 161, 164～166, 168～170, 175～179, 182～184, 186～208, 211～216, 221～224, 229～231, 233, 244～249, 251, 252, 269～272, 290, 296～299, 302, 303, 305, 308～316	

注1 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するものであり、その詳細は森林簿による。

2 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、森林の適切な保全と利用との調整を図ることとし、飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土地の形質を変更する場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用と森林の現況、土地の形質を変更する目的・内容を総合的に勘案しつつ、実施地区の選定を適切に行うこととし、次の事項に留意する。

ア 土砂の流出又は崩壊その他災害の防止に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する行為が現地地形に沿って行われること及び土砂の移動量が必要最小限度であること。
- (イ) 切土、盛土又は捨土を行う場合は、法面の安定を確保する工法で行うとともに、切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生ずるときは、その法面の地質、土質、高さからみて崩壊のおそれのない勾配とすること。また、必要に応じて排水施設や小段の設置、又はその他の措置を適切に行うこと。
- (ウ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(イ)によることが困難であるか、若しくは適当でない場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁又はその他の法面崩壊防止の措置を適切に行うこと。
- (エ) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を行うこと。
- (オ) 土地の形質を変更する行為に伴い、相当量の土砂が流出し、下流流域に災害が発生するおそれがある場合には、先行して十分な容量及び構造のえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に行うこと。
- (カ) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を持つ排水施設を設置すること。
- (キ) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。
- (ク) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵若しくはなだれ防止柵の設置やその他の措置を適切に行うこと。

イ 水害の発生の防止に関すること

現に森林の有する水害の防止機能に依存している地域において、土地の形質の変更により流量が増加し水害が発生するおそれがある場合は、洪水調節池の設置やその他の措置を適切に行うこと。

ウ 水源の確保に関すること

- (ア) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林において、土地の形質を変更しようとする場合、周辺における水利用の実態等からみて、水量を確保する必要があるときは、貯水池や導水路の設置又はその他の措置を適切に行うこと。

- (イ) 周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置、その他の措置を適切に行うこと。

エ 環境の保全に関すること

- (ア) 土地の形質を変更する目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、土地の形質を変更する箇所の周辺に、森林・緑地の残置又は造成を適切に行うこと。
- (イ) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、土地の形質を変更しようとする森林の区域内の適切な箇所に、必要な森林の残置又は造成を行うこと。
- (ウ) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないよう配慮を行うこと。特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、土地の形質の変更により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また土地の形質の変更後に設置される施設の周辺に森林を残置、造成する等の適切な措置を行うこと。

(4) その他必要な事項

なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

地域住民の安全・安心を確保し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、治山施設の整備や保安林機能が低下している荒廃森林を早期に復旧する治山事業を計画的に進める。また、豪雨、地震、地すべり等により山地災害が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定するとともに、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害発生のおそれがある森林について、被害状況等を把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定するものとする。

その際、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が定めている各種計画、その他対象鳥獣害による森林被害の情報等を参考とするものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は当該対象鳥獣の捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林被害の拡大を防止するため、監視体制の強化を図り、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない市町村	監視の徹底により、被害の早期発見・早期駆除を図る
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な市町村	被害の徹底駆除により、未被害地域化を図る
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある市町村	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している市町村	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(ア) 松林の機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林の機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林の機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、防除措置の徹底により、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林又は未被害地域の松林に被害が拡大すると認められる松林であって、樹種転換の推進を基本としつつ、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

地区保全 森 林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林においては、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不良木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」（平成 27 年 3 月 3 日付け森整第 799 号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しい松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

被害木については、「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」を遵守し、積極的に破碎（チップ化）や切削処理を行い、製紙用や燃料用、合板用単板としての利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害が未発生の地域では、被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、カシノナガクイムシが羽化脱出する 6 月 20 日までに駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進するものとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の大部分は人為的原因によることから、関係者が連携して巡視を強化するとともに、入山者、農業者等への啓発を行うこととする。

延焼防止に資する防火帯を兼ねた路網の整備や、適切な間伐の実施が林野火災を予防する上で有効な対策であることから、計画的に整備を行うものとする。

また、森林またはその周囲1kmの範囲内で、立木竹や雑草、堆積物等を面的に焼却する場合は、森林法第21条の規定に基づく市町村の長による許可を受けて行うよう徹底する。

(4) その他必要な事項

なし。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備を一体的に推進することにより、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、保健文化機能の高い森林のうち、次に掲げる基準に基づき設定するものとする。

- (1) 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- (2) 地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、森林の施業と施設の整備を一体的かつ計画的に行い、森林資源の総合的な利用を促進することが適当であること。
- (3) 施業の担い手となる森林組合等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業が可能であること。
- (4) その森林の区域内における施設整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みのあること。
- (5) 施設の設置により、その森林が現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業は、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴い低下する水源の涵養、^{かん}県土保全等の機能を補完するため次の点に留意するものとする。

ア 造林

原則として、育成複層林にあつては、これを維持するための造林を推進すること。育成単層林、天然生林にあつては、必要に応じて樹下植栽、受光伐、間伐等を行うことにより育成複層林への誘導を推進すること。

イ 保育

健全な林分の維持とともに、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこと。

ウ 伐採

自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として、皆伐以外の方法とすること。

エ その他

(ア) 保健機能森林の有する優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行うこと。

(イ) 森林の所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行うこと。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、各種の施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるよう努めるものとする。整備する施設の具体的内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設とする。

(ア) 休養施設	【森林を利活用した快適性の増進のための施設】 休憩施設、森林浴施設、展望施設及びこれらに類する施設
(イ) 教養文化施設	【森林を利活用した学習活動、美術、工芸等の活動のための施設】 森林博物館、樹木園、林業体験学習施設、野外劇場及びこれらに類する施設
(ウ) スポーツ又はレクリエーション施設	【森林を利活用したスポーツ施設又はレクリエーションに資するための施設】 野営場、遊歩道、広場、フィールド・アスレチック、サイクリングロード、クロスカントリースキー場、バードウォッチング施設、ロッジ、キャビン、バンガロー及びこれらに類する施設
(エ) 宿泊施設	【森林への滞在及び森林内の活動の利便性を増進するための施設】 貸し別荘、ペンション及びこれらに類する施設
(オ) これらの施設の利用上必要な施設	【(ア)から(エ)までに掲げる施設の利用上必要な施設】 販売施設、飲食施設、駐車場、案内施設、管理施設及びこれらに類する施設

(3) その他必要な事項

ア 保健機能森林の管理及び運営の指針

森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られることを旨とし、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて次の点に留意するものとする。

- (ア) 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保全及び施設の維持・管理を行うとともに、これらの実施体制の確立に努めること。
- (イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。
- (ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全確保と円滑化に努めること。

イ 保健機能森林における建築物の高さの指針

施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高)未滿とすること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(1) 計画期間総数（令和2年度～令和11年度）

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐			
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	2,680	2,520	160	1,280	1,120	160	1,400	1,400	-	
市町 村別 内訳	釜石市	771	713	58	284	226	58	487	487	-
	大槌町	151	133	18	75	57	18	76	76	-
	大船渡市	563	541	22	271	249	22	292	292	-
	陸前高田市	580	560	20	312	292	20	268	268	-
	住田町	615	573	42	338	296	42	277	277	-

(2) 前半5年分の計画量（令和2年度～令和6年度）

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐			
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	1,280	1,200	80	630	550	80	650	650	-	
市町 村別 内訳	釜石市	366	337	29	140	111	29	226	226	-
	大槌町	72	63	9	37	28	9	35	35	-
	大船渡市	269	258	11	133	122	11	136	136	-
	陸前高田市	277	267	10	153	143	10	124	124	-
	住田町	296	275	21	167	146	21	129	129	-

2 人工造林及び天然更新別の造林面積

(1) 計画期間総数（令和2年度～令和11年度）

単位 面積：ha

区 分	計画期間総数（R2～R11）			
	総数	人工造林	天然更新	
総 数	5,200	3,070	2,130	
市町 村別 内訳	釜石市	1,400	620	780
	大槌町	380	150	230
	大船渡市	990	690	300
	陸前高田市	1,060	800	260
	住田町	1,370	810	560

(2) 前半5年分の計画量（令和2年度～令和6年度）

単位 面積：ha

区 分		前半5年分の計画量（R2～R6）		
		総数	人工造林	天然更新
総 数		2,440	1,380	1,060
市 町 村 別 内 訳	釜石市	670	280	390
	大槌町	180	70	110
	大船渡市	460	310	150
	陸前高田市	490	360	130
	住田町	640	360	280

3 間伐面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	
		計 画 期 間 総 数 (R2～R11)	前 半 5 年 分 の 計 画 量 (R2～R6)
総 数		24,870	11,550
市 町 村 別 内 訳	釜石市	8,660	4,020
	大槌町	1,340	630
	大船渡市	5,190	2,410
	陸前高田市	4,760	2,210
	住田町	4,920	2,280

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林道	釜石市	佐須尾崎	5.90	140	○		
				箱崎	3.43	100	-		
				鳥谷坂	6.27	414	○		
				女遊部小川	11.34	564	○		
				青島桃の木	3.40	370	-		
		計	5 路線	30.34					
		前 期	3 路線	23.51					
		後 期	2 路線	6.83					
		林道	大槌町	渋梨一ノ渡	8.02	513	○		
		計	1 路線	8.02					
		前 期	1 路線	8.02					
		後 期	0 路線	-					
		指定道	大船渡市	平 根	2.10	365	○		
		0.60			-				
		甫 嶺		2.00	306	○			
				3.50		-			
		計		2 路線	8.20				
		前 期	2 路線	4.10					
		後 期	2 路線 (2)	4.10					
		指定道	陸前高田市	平 根 山	3.10	755	○		
				大 松 沢	2.40	230	○		
					2.00		-		
				鎌 峯 沢	2.60	305	○		
				天 南 山	1.00	230	○		
					7.55		-		
				梅 木 ・ 出 口	11.22	230	-		
				木 戸 口 ・ 中 平	18.49	800	-		
		仏 地 野 ・ 黒 森	6.00	187	-				
		計	7 路線	54.36					
		前 期	4 路線	9.10					
		後 期	5 路線 (2)	45.26					

単位 延長：km、面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定道	住田町	柏里	11.00	700	-		
		計		1路線	11.00				
		前期		0路線	-				
		後期		1路線	11.00				
計画区			合計	16路線	111.92				
			前期	10路線	44.73				
			後期	10路線(4)	67.19				
拡張	改良	林道	釜石市	不動沢	1.70	157	○		
	計		1路線	1.70					
	前期		1路線	1.70					
	後期		0路線	-					
	改良	指定道	大船渡市	大塩	14.00	732	-		
				赤崎	18.00	786	-		
				今出山	2.00	59	-		
				猿楽	3.70	486	-		
	計		4路線	37.70					
	前期		0路線	-					
	後期		4路線	37.70					
	改良	指定道	陸前高田市	野形雷神山	2.00	2,205	○		
					12.86		-		
	計		1路線	14.86					
	前期		1路線	2.00					
	後期		1路線(1)[1]	12.86					
	改良	指定道	住田町	野形雷神山	13.68	814	-		
				猿楽	2.90	541	-		
	計		2路線	16.58					
	前期		0路線	-					
後期		2路線[1]	16.58						
計画区			合計	6路線	70.84				
			前期	2路線	3.70				
			後期	5路線(1)[2]	67.14				

注1 ()内の数値は、前期からの継続路線数で内数字である。

注2 []内の数値は、複数の市町にまたがる路線数で外数字である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	19,644	18,729	
水源涵養のための保安林	14,126	13,501	
災害防備のための保安林	4,008	3,718	
保健、風致の保存等のための保安林	1,942	1,942	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	水源	釜石市	甲子町	150	75	水源の涵養	
			栗林町	50	25		
			唐丹町	80	40		
			橋野町	80	40		
		大槌町	大槌	70	35		
			小槌	40	20		
			金沢	90	45		
		大船渡市	赤崎町	40	20		
			猪川町	30	15		
			三陸町	50	25		
			立根町	20	-		
		陸前高田市	日頃市町	100	70		
	竹駒町		20	10			
	矢作町		110	70			
	横田町		60	30			
	住田町	米崎町	30	15			
		上有住	140	100			
		下有住	50	20			
		世田米	100	30			
		計		1,310	685		
	前期		685				
	後期		625				

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	災害	釜石市	鵜住居町	10	5	土砂の流出の防備 土砂の崩壊の防備	
			甲子町	20	10		
			栗林町	20	10		
			唐丹町	10	5		
			箱崎町	10	5		
			橋野町	10	5		
	害	大槌町	大槌	10	5		
			小槌	10	5		
			金沢	10	5		
			吉里吉里	10	5		
	防	大船渡市	赤崎町	30	20		
			猪川町	30	20		
			三陸町	50	30		
			立根町	30	15		
			日頃市町	150	80		
	備	陸前高田市	竹駒町	10	5		
			矢作町	30	20		
			横田町	20	10		
			米崎町	20	10		
		住田町	上有住	80	50		
下有住			30	10			
世田米			50	30			
計			650	360			
前期		360					
後期		290					
合計		1,960	1,045				
前期		1,045					
後期		915					
解除	災害防備	陸前高田市	気仙町	1	1	公益上の理由	
		計		1	1		
		前期		1			
		後期		-			
	保健・風致等	釜石市	両石町	1	1	公益上の理由	
		計		1	1		
		前期		1	-		
		後期		-	-		
	合計		2	2			
	前期		2				
	後期		-				

注 該当がないものは「-」で示した。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐 採 の 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
水源かん養	-	50	320	320	320
災害防備	50	50	180	180	180
保健、風致 の保存等	-	-	830	830	830
計	50	100	1,330	1,330	1,330

注 該当がないものは「-」で示した。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

種類	森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
保 安 林 整 備	釜石市	滝の沢	1	1	森林整備	
		弁天沢	1			
		北大畑	1			
		根浜	1	1		
		荒川	1	1		
		佐須	1	1		
	大槌町	浪板	1	1	森林整備	
	大船渡市	吉浜	1	1	森林整備	
		大窪山	1			
	陸前高田市	高田松原	1	1	森林整備	
		的場	1			
	合計		11	7		
	前期			7		
後期			4			
防 災 林 造 成	大槌町	浪板	1	1	防潮堤工	
	大船渡市	吉浜	1	1	森林整備	
		大田	1			
	陸前高田市	高田松原	1		森林整備	
	合計		4	2		
	前期			2		
後期			2			
山 地 治 山	釜石市	小川	1	1	溪間工	
		奥妻子	1	1		
		洞泉	1	1	山腹工	
		大石	1		溪間工	
		坪内	1			
		中小川	1			
		女遊部	1			
		外山	1			
		砂子畑	1			
	本内沢	1				
	大槌町	種戸口	1	1	溪間工	
		白沢	1	1		
		赤浜	1	1		
		猿沢	1			
		長井	1			
		姥ヶ沢	1			
		小又口	1			

種類	森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
	市 町 村	区 域		う ち 前 半 5 年 分		
山 地 治 山	大 槌 町	上 向 川 原	1		溪 間 工	
		対 間	1			
		渋 梨	1			
		白 石	1			
		大 貫 台	1			
	大 船 渡 市	坂 本 沢	1	1	山 腹 工	
		上 石 橋	1		溪 間 工	
		大 野	1			
		大 畑 野	1			
		上 甫 嶺	1			
	陸 前 高 田 市	平 滑 沢	1	1	溪 間 工	
		坂 下	1			
		宇 南 沢	1			
		西 風 道	1			
		的 場	1			
		槻 沢	1			
	住 田 町	土 倉	1	1	溪 間 工	
		小 口 洞	1	1		
		金 ノ 倉	1			
		高 瀬	1			
		中 井	1			
	合 計		38	10		
	前 期		10			
後 期		28				
治 山 施 設 機 能 強 化	釜 石 市	上 台 沢	1	1	溪 間 工	
		住 吉	1	1		
		外 山	1	1		
	大 槌 町	小 久 保	1	1		
		猿 沢	1	1		
		水 無 沢	1	1		
	合 計		6	6		
	前 期		6			
後 期		-				
地 す べ り	陸 前 高 田 市	坂 下	1	1	地 下 水 排 除 工	
	合 計		1	1		
	前 期		1			
	後 期		-			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備 考
	市 町 村	区 域			
水源	釜石市 (土流) (保健) (砂防指定) (国立二) (急傾斜) (その他)	14, 15, 48, 55, 90, 91, 110~112, 117~119, 126~128, 138~141, 144, 145, 149~157, 160~165, 167, 168, 171, 173~175, 178~185, 187~196, 200, 207, 208, 214~217, 225~227, 230~240, 274, 275, 298, 320~323, 348, 351, 357~360	5445.63 (2.04) (119.06) (7.33) (0.09) (11.80) (0.84)	別紙1の とおり	注3 参照
	大槌町	15	80.87		
かん	大船渡市 (土流) (砂防指定) (県立三)	19, 31, 35~37, 39~43, 45~52, 56, 60, 63, 64, 118~120, 157~163, 169~176, 178~181, 185, 186, 282, 331~334	2284.54 (0.11) (2.53) (555.64)		
	陸前高田市 (土流) (土崩)	37, 53~56, 67, 68, 87, 90~92, 147, 154, 189~196, 228~230, 233, 234	1758.15 (1.98) (10.46)		
養	住田町 (土流) (史跡名勝)	8, 9, 17, 20~23, 48, 58~60, 63, 72, 73, 75~78, 85, 90, 94, 110, 111, 140, 141, 143, 157~160, 167, 171, 173, 189, 191, 217~222, 228, 229, 250, 260~262, 275, 279, 287, 306, 307, 313, 314	2823.50 (0.22) (14.85)		
	種類計 (土流) (土崩) (保健) (砂防指定) (国立二) (県立三) (史跡名勝) (急傾斜) (その他)		12392.69 (4.35) (10.46) (119.06) (9.86) (0.09) (555.64) (14.85) (11.80) (0.84)		
土	釜石市 (水かん)	50, 54, 109, 110, 127, 128, 130, 131, 135, 139~143, 146~149, 151, 156, 158~161, 168, 169, 171, 182, 185~187, 189, 191~195, 197, 207~209, 212, 219~221, 237, 238, 242, 243, 246, 271, 273, 277~280, 286~288, 290, 292, 305~308, 315, 317, 325, 326, 394	333.49 (2.04)		
	大槌町 (保健) (国立二) (国立三) (急傾斜)	3~6, 13, 14, 20, 28, 41, 42, 44, 46~48, 53~56, 61, 62, 71, 83, 84, 86, 95, 99, 100, 107, 111, 120	169.39 (21.27) (19.11) (50.99) (0.32)		
砂	大船渡市 (水かん) (土崩) (防風) (魚つき) (保健) (国立三) (県立三)	15, 34, 35, 53, 55, 67, 75, 78, 84, 88, 96, 97, 102~104, 111, 115, 116, 120, 151, 152, 156, 160~162, 168~182, 191, 192, 198, 208, 209, 213~215, 219, 249, 272~274, 286, 288~291, 293~298, 302, 303, 306~308, 310, 314	1, 187.91 (0.11) (1.50) (0.15) (13.97) (0.43) (23.13) (167.27)		
	陸前高田市 (水かん) (県立三)	12, 36, 42, 44, 45, 50, 51, 53, 56, 100, 108, 147, 148, 154, 164, 176, 181, 182, 191, 192, 194, 198, 199, 208~211, 216, 222~224, 228, 230, 233, 234	307.40 (1.98) (3.76)		
流出	住田町 (水かん)	1, 2, 18, 22, 25, 26, 36, 40, 42, 46, 47, 55, 70, 85, 88, 90, 124, 125, 143~148, 154, 161, 181, 183~185, 212, 216, 247~249, 269, 271, 277, 279, 296, 299	605.54 (0.22)		
	釜石市 (水かん)				

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
土砂流出防備保安林	種類計		2,603.67	別紙1のとおり	注3参照
	(水かん)		(4.35)		
	(土崩)		(1.50)		
	(防風)		(0.15)		
	(魚つき)		(13.97)		
	(保健)		(21.70)		
	(国立二)		(19.11)		
	(国立三)		(74.12)		
	(県立三)		(171.03)		
	(急傾斜)		(0.32)		
土砂崩壊防備保安林	釜石市	91, 172, 185, 195, 198, 227, 228, 241, 245, 246, 296	4.44		
	(魚つき)		(0.10)		
	(急傾斜)		(0.06)		
	大槌町	1, 4, 9, 59, 74, 113	7.33		
	(国立二)		(0.12)		
	大船渡市	23, 27, 35, 110, 112, 236, 279, 280, 290, 313, 315, 330	7.90		
	(土流)		(1.50)		
	(魚つき)		(2.74)		
	(国立二)		(0.08)		
	陸前高田市	20, 49, 50, 61, 72, 85, 94, 105, 125, 133, 151, 186, 192, 201, 231, 233	41.50		
(水かん)		(10.46)			
(魚つき)		(0.70)			
(国立二)		(0.54)			
住田町	13, 64, 72, 74, 77, 130	21.27			
飛砂防備保安林	種類計		82.44		
	(水かん)		(10.46)		
	(土流)		(1.50)		
	(魚つき)		(3.54)		
	(国立二)		(0.74)		
	(急傾斜)		(0.06)		
防風保安林	釜石市	51, 268	0.96		
	陸前高田市	21, 95, 116, 129	7.17		
	(国立二)		(6.51)		
	(史跡名勝)		(6.51)		
	種類計		8.13		
(国立二)		(6.51)			
(史跡名勝)		(6.51)			
防風保安林	釜石市	365, 366, 369, 372~374, 376, 379	14.87		
	大槌町	47	0.36		
	大船渡市	4, 273	4.46		
	(土流)		(0.15)		
	(国立二)		(0.28)		
	(県立三)		(4.18)		
住田町	111, 114, 199	18.67			
防風保安林	種類計		38.36		
	(土流)		(0.15)		
	(国立二)		(0.28)		
	(県立三)		(4.18)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
潮 害 防 備 保 安 林	釜石市	50, 110	0. 78	別紙1の とおり	注3 参照
	大槌町 (国立二)	120	1. 32 (1. 32)		
	大船渡市 (国立三)	194, 197, 201, 258, 313	2. 74 (0. 74)		
	陸前高田市 (国立二) (史跡名勝)	95, 121	7. 93 (7. 69) (7. 69)		
	種類計 (国立二) (国立三) (史跡名勝)		12. 77 (9. 01) (0. 74) (7. 69)		
	干 害 防 備 保 安 林	大船渡市 (保健) (県立三)	61, 116, 118, 121, 273, 274, 328, 329		
陸前高田市 (保健)	119	32. 74 (32. 74)			
住田町 (保健)	109, 110	35. 33 (35. 33)			
種類計 (保健) (県立三)		335. 55 (224. 86) (158. 65)			
な だ れ 防 止 保 安 林	大槌町	18	10. 15		
	種類計		10. 15		
魚 つ き 保 安 林	釜石市 (土崩) (国立特) (国立二) (国立三) (鳥保護) (史跡名勝) (急傾斜)	1~3, 7, 8, 10, 50, 51, 91~93, 103, 105~107, 113, 115~120, 131, 218~224, 241, 245~247, 249~255, 257, 258, 261, 262, 265, 266, 268, 297	1, 140. 62 (0. 10) (29. 34) (815. 48) (21. 12) (27. 66) (27. 66) (0. 22)		
	大槌町 (国立二)	1, 111~113, 120, 131	81. 81 (72. 06)		
	大船渡市 (土流) (土崩) (国立特) (国立一) (国立二) (国立三)	1~6, 12, 13, 188, 189, 192, 194~196, 218, 222~224, 228, 230, 231, 240, 244, 247, 248, 251, 252, 258, 279~281, 283, 289, 292, 293, 318, 330	240. 71 (13. 97) (2. 74) (2. 22) (6. 91) (41. 54) (41. 22)		
	陸前高田市 (土崩) (国立特) (国立二) (鳥保護) (史跡名勝)	16, 22, 116~118, 121, 125~129, 133~139, 141, 143	106. 51 (0. 70) (2. 99) (56. 18) (4. 53) (0. 99)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考		
	市 町 村	区 域					
魚 っ き 保 安 林	種類計		1,569.65	別紙1の とおり	注3 参照		
	(土流)		(13.97)				
	(土崩)		(3.54)				
	(国立特)		(34.55)				
	(国立一)		(6.91)				
	(国立二)		(985.26)				
	(国立三)		(62.34)				
	(鳥保護)		(32.19)				
	(史跡名勝) (急傾斜)		(28.65) (0.22)				
保 健 保 安 林	釜石市 (水かん)	274, 275	119.06 (119.06)				
	大槌町 (土流) (国立二) (国立三)	111	21.27 (21.27) (6.75) (14.52)				
	大船渡市 (土流) (干害) (県立三)	273, 274	186.99 (0.43) (156.79) (185.85)				
	陸前高田市 (干害)	119	32.74 (32.74)				
	住田町 (干害)	109, 110	35.33 (35.33)				
	種類計 (水かん) (土流) (干害) (国立二) (国立三) (県立三)		395.39 (119.06) (21.70) (224.86) (6.75) (14.52) (185.85)				
	釜石市 (水かん) (急傾斜)	7, 103, 105, 106, 125~127, 135, 162, 165, 166, 177, 196, 208, 210, 216, 230, 231, 236, 262, 263	29.78 (7.33) (2.24)			別紙2の とおり	
	大槌町	41, 49, 109, 116	2.97				
	大船渡市 (水かん)	2, 13, 16, 23~26, 32, 52, 54, 126, 132, 136, 137, 139, 140, 147, 148, 207, 283	25.70 (2.53)				
	陸前高田市	14, 97, 102	1.41				
	住田町	71, 278, 281	10.30				
	種類計 (水かん) (急傾斜)		70.16 (9.86) (2.24)				

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
国 立 公 園 特 別 保 護 地 区	釜石市 (魚つき) (鳥保護) (史跡名勝)	251	29.34 (29.34) (27.66) (27.66)	別紙2の とおり	
	大船渡市 (魚つき) (史跡名勝)	3, 13, 188, 189	6.29 (2.22) (3.65)		
	陸前高田市 (魚つき) (鳥保護)	137	2.99 (2.99) (2.99)		
	種類計 (魚つき) (鳥保護) (史跡名勝)		38.62 (34.55) (30.65) (31.31)		
	大槌町	112	1.27		
国 立 公 園 第 一 種 特 別 地 域	大船渡市 (魚つき) (史跡名勝)	1, 3, 4, 195	23.93 (6.91) (7.38)		
	種類計 (魚つき) (史跡名勝)		25.20 (6.91) (7.38)		
	釜石市 (水かん) (魚つき)	1, 109, 113, 115~120, 218~223, 247, 249~258	1,058.93 (0.09) (815.48)		
国 立 公 園 第 二 種 特 別 地 域	大槌町 (土流) (土崩) (潮害) (魚つき) (保健)	111~113, 120, 131	153.99 (19.11) (0.12) (1.32) (72.06) (6.75)		
	大船渡市 (土崩) (防風) (魚つき) (鳥保護) (史跡名勝)	3~6, 229, 230, 243~245, 286, 287, 330	171.43 (0.08) (0.28) (41.54) (27.71) (7.10)		
	陸前高田市 (土崩) (飛砂) (潮害) (魚つき) (鳥保護) (史跡名勝)	21, 95, 116, 121, 133~138	106.39 (0.54) (6.51) (7.69) (56.18) (1.54) (22.46)		
	種類計 (水かん) (土流) (土崩) (飛砂) (防風) (潮害) (魚つき) (保健) (鳥保護) (史跡名勝)		1,490.74 (0.09) (19.11) (0.74) (6.51) (0.28) (9.01) (985.26) (6.75) (29.25) (29.56)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考
	市 町 村	区 域			
国立公園 第三種 特別 地域	釜石市 (魚つき)	1, 106, 107, 250, 251, 257, 258,	327.62 (21.12)	別紙2の とおり	
	大槌町 (土流) (保健)	111	88.06 (50.99) (14.52)		
	大船渡市 (土流) (潮害) (魚つき) (鳥保護)	1, 3, 4, 195~197, 201~203, 229, 230, 240~247, 286~288, 330	1,225.96 (23.13) (0.74) (41.22) (4.69)		
	種類計 (土流) (潮害) (魚つき) (保健) (鳥保護)		1,641.64 (74.12) (0.74) (62.34) (14.52) (4.69)		
	釜石市	34, 35	138.78		
県立自然公園 第三種 特別 地域	大船渡市 (水かん) (土流) (防風) (干害) (保健)	103~107, 271~274, 288, 299, 301~307, 331~335	1,886.89 (555.64) (167.27) (4.18) (158.65) (185.85)		
	陸前高田市 (土流)	164	94.71 (3.76)		
	種類計 (水かん) (土流) (防風) (干害) (保健)		2,120.38 (555.64) (171.03) (4.18) (158.65) (185.85)		
	釜石市 (魚つき) (国立特) (史跡名勝)	251	27.66 (27.66) (27.66) (27.66)		
	大船渡市 (国立二) (国立三)	286, 287	32.40 (27.71) (4.69)		
鳥獣保護区 特別 保護 地区	陸前高田市 (魚つき) (国立特) (国立二)	137	4.53 (4.53) (2.99) (1.54)		
	種類計 (魚つき) (国立特) (国立二) (国立三) (史跡名勝)		64.59 (32.19) (30.65) (29.25) (4.69) (27.66)		

種類	森 林 の 所 在 (林 班)		面 積	施業方法	備考			
	市 町 村	区 域						
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物 に か か る 森 林	釜石市 (魚つき) (国立特) (鳥保護)	251	27.66 (27.66) (27.66) (27.66)	別紙2の とおり				
	大船渡市 (国立特) (国立一) (国立二)	4, 13, 183, 192	19.37 (3.65) (7.38) (7.10)					
	陸前高田市 (飛砂) (潮害) (魚つき) (国立二)	21, 95, 121	22.46 (6.51) (7.69) (0.99) (22.46)					
	住田町 (水かん)	109, 110	48.81 (14.85)					
	種類計 (水かん) (飛砂) (潮害) (魚つき) (国立特) (国立一) (国立二) (鳥保護)		118.30 (14.85) (6.51) (7.69) (28.65) (31.31) (7.38) (29.56) (27.66)					
	県 指 定 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	釜石市	377, 381			5.60		
		住田町	266			50.87		
		種類計				56.47		
	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	釜石市 (水かん) (土崩) (魚つき) (砂防指定)	91, 102, 103, 131, 132, 134, 135, 138, 180, 196, 197, 205, 207~ 210, 212~217, 244, 245			59.49 (11.80) (0.06) (0.22) (2.24)		
		大槌町 (土流)	46, 47, 108, 109			5.08 (0.32)		
大船渡市		2, 16, 28, 154, 171, 189, 192, 193, 206, 207, 237, 249, 330	6.70					
陸前高田市		16, 17, 19, 85, 96, 118, 138	3.18					
住田町		29	0.83					
種類計 (水かん) (土流) (土崩) (魚つき) (砂防指定)			75.28 (11.80) (0.32) (0.06) (0.22) (2.24)					
そ の 他		釜石市 (水かん)	215~217	2.74 (0.84)				
	大船渡市	23	0.31					
	種類計 (水かん)		3.05 (0.84)					

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林	砂防指定 = 砂防指定地
土流 = 土砂流出防備保安林	国立特 = 国立公園特別保護地区
土崩 = 土砂崩壊防備保安林	国立一 = 国立公園第1種特別地域
飛砂 = 飛砂防備保安林	国立二 = 国立公園第2種特別地域
防風 = 防風保安林	国立三 = 国立公園第3種特別地域
潮害 = 潮害防備保安林	県立三 = 県立自然公園第3種特別地域
干害 = 干害防備保安林	鳥保護 = 鳥獣保護区特別保護区
雪崩 = なだれ防止保安林	史跡名勝 = 史跡名勝天然記念物にかかる森林
魚つき = 魚つき保安林	県環特 = 県指定自然環境保全地域特別地区
保健 = 保健保安林	急傾斜 = 急傾斜地崩壊危険区域

2 市町村欄の（ ）書きは重複する他の制限林の種類であり、面積欄の（ ）書きはその面積の内数である。

3 表の備考の記載は下記のとおり

備考

ただし、平成13年度以前に指定した保安林で法改正による指定施業要件を変更していない保安林の指定施業要件は下記のとおりである。

1 択伐

伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。）を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、指定箇所ごとに定められている率を乗じた材積とする。

2 間伐

伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 植栽

立木を伐採した後において当該伐採地が植栽によらなければ的確な更新が困難と認められるものについては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、満1年以上の苗をおおむね1ha当たり3,000本以上の割合で均等に分布するように植栽しなければならない。なお、樹種については各保安林ごとに定められているものに限る。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植栽	<p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

森林法施行令第4条別表第2 抜粋

別紙2 自然公園等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	択伐とする。 伐採を行う場合は、「砂防法施行条例」第5条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
国立公園 特別保護地区	禁伐とする。 木竹に損傷を及ぼす行為等については、「自然公園法」第21条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。
国立公園 第1種特別地区	1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。この場合、「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
国立公園 第2種特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。いずれも「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。 2 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 3 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 4 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。 5 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、樹冠疎密度が3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
国立公園 第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。 木竹に損傷を及ぼす行為等については、「自然公園法」第20条第3項の規定に基づき環境大臣の許可を受ける必要がある。
県立自然公園 第3種特別地域	伐採の方法は、国立公園第3種特別地域と同様とする。 木竹を伐採する場合は、「県立自然公園条例」第10条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
鳥獣保護区 特別保護地区	1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その他の森林にあっては伐採種を定めない。 2 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要と認められる特定の樹木については禁伐とする。 3 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 一定限度以上の木竹を伐採する場合は、「鳥獣の保護及び猟銃の適正化に関する法律」第29条第7項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」第125条第1項の規定に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。
県指定自然環境保全地域 特別地区	1 30%以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、例外として2ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとし、伐区はつとめて分散することとする。 2 特別地区内の野生動植物保護地区については、禁伐とする。ただし、森林の群落構成に大きな変化を招くおそれの少ない場合は、単木択伐をできるものとし、択伐率は現在蓄積の10%以内とする。 3 木竹を伐採する場合は、「岩手県自然環境保全条例」第15条第4項の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。
急傾斜地崩壊危険区域	択伐とする。 伐採を行う場合は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第7条の規定に基づき知事の許可を受ける必要がある。

2 その他必要な事項

(1) 森林関連情報の収集・精度向上の推進

県は、森林所有者に対する適切な森林施業等の指導や、森林経営計画の作成に必要な情報提供等を行うため、森林関連情報の収集・精度向上を推進する。特に、森林所有者情報については、森林法の一部改正により、平成 24 年 4 月以降、新たに森林の土地の所有者となった者は市町村長への届出義務が課せられたことから、市町村と情報の共有化を図るほか、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地売買届出、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査の成果等について情報収集に努める。

(2) 林地保全等に配慮した森林施業に関する取組の促進

県は、伐採を行おうとする林業経営体に対して、伐採届出の提出時や県有林の立木販売時等において、「伐採等森林施業に関する基本的な考えとその指標」（平成 12 年 5 月 森林施業に関する懇話会報告）等を踏まえた森林施業を指導してきたところであり、引き続き、市町村や関係団体等と連携し、林地の保全等に配慮した森林施業を指導していく。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率	
		総数②	国有林	民有林	②／①×100	
総 数	153,005	131,990	29,047	102,943	86.3	
市町村別内訳	釜石市	44,034	39,298	9,980	29,318	89.2
	大槌町	20,042	17,766	9,001	8,765	88.6
	大船渡市	32,251	26,457	1,776	24,682	82.0
	陸前高田市	23,194	18,555	1,337	17,218	80.0
	住田町	33,484	29,913	6,953	22,961	89.3

注1 区域面積は、全国都道府県市区町村別面積調(H29)による。

2 国有林面積は、東北森林管理局による林野庁所管面積（官行造林を含む）。

3 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃、降水量：mm、積雪量：cm

観測地	気 温			年間降水量	最深積雪量	主風の方向
	最 高	最 低	年平均			
釜石	36.6	-5.8	12.4	1,663	-	西
新 町	35.7	-7.7	11.2	1,483	-	北西
大船渡	35.2	-6.7	12.1	1,589	10	北西
陸前高田	34.8	-7.7	11.6	1,589	-	北東
住 田	34.9	-10.2	11.0	1,416	-	西北西

注 気象庁アメダスデータ（2014～2018年）の平均値による。

(3) 土地利用の現況

単位：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	153,005	131,990	5,095	1,907	3,188	15,920	3,227	
市町村別内訳	釜石市	44,034	39,298	597	184	413	4,139	820
	大槌町	20,042	17,766	591	163	428	1,685	320
	大船渡市	32,251	26,457	1,041	337	704	4,752	1,112
	陸前高田市	23,194	18,555	1,668	718	950	2,971	707
	住田町	33,484	29,913	1,198	505	693	2,373	268

注1 区域面積は、全国都道府県市区町村別面積調(H29)による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

(4) 産業別生産額

単位：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業	
		総 数	農 業	林 業	水産業			
総 数	521,644	17,399	5,629	1,818	9,952	244,530	257,426	
市町 村別 内訳	釜石市	182,155	4,491	163	427	3,901	83,182	93,682
	大槌町	43,221	941	274	115	552	23,289	18,801
	大船渡市	187,378	6,581	1,863	440	4,278	80,030	99,945
	陸前高田市	87,488	2,485	869	405	1,211	49,045	35,574
	住田町	21,402	2,901	2,460	431	10	8,984	9,424

注1 市町村民経済計算年報 平成27年度による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

3 総生産額は分類不能産業を含むため、産業別生産額の計と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	54,701	4,153	1,925	296	1,932	17,862	32,365	
市町 村別 内訳	釜石市	17,547	744	205	47	492	5,802	10,970
	大槌町	5,769	356	152	31	173	2,222	3,160
	大船渡市	18,838	1,393	475	76	842	5,585	11,625
	陸前高田市	9,697	1,097	600	75	422	3,306	5,272
	住田町	2,850	563	493	67	3	947	1,338

注1 平成27年国勢調査による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数が一致しないことがある。

3 総数は分類不能産業を含むため、産業別就業者数の計と一致しない。

2 森林の現況
 (1) 齡級別森林資源表
 ア 總數

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	總數			1 齡			2 齡			3 齡			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
總數	總數	102,943.39	29,503,237	423,173	266.94	-	-	2,677.47	72,983	7,416	2,208.02	112,679	9,448	
	總數	針葉樹	99,705.28	29,503,237	423,173	266.94	-	-	2,677.47	72,983	7,416	2,208.02	112,679	9,448
		針葉樹	52,362.87	23,164,108	366,291	242.10	-	-	348.89	7,896	2,633	376.30	26,028	4,325
		広葉樹	47,342.41	6,339,129	56,882	24.84	-	-	2,328.58	65,087	4,783	1,831.72	86,651	5,123
	人	總數	49,604.44	21,863,541	358,725	266.94	-	-	357.00	8,240	2,656	413.91	27,941	4,440
		針葉樹	49,199.92	21,821,179	357,862	242.10	-	-	348.89	7,896	2,633	376.24	26,025	4,324
		広葉樹	404.52	42,362	863	24.84	-	-	8.11	344	23	37.67	1,916	116
	工	總數	48,765.77	21,553,954	354,176	263.62	-	-	356.67	8,234	2,656	402.24	26,921	4,299
		針葉樹	48,383.59	21,513,404	353,354	239.58	-	-	348.74	7,895	2,633	366.87	25,125	4,190
		広葉樹	382.18	40,550	822	24.04	-	-	7.93	339	23	35.37	1,796	109
林	總數	838.67	309,587	4,549	3.32	-	-	0.33	6	-	11.67	1,020	141	
	針葉樹	816.33	307,775	4,508	2.52	-	-	0.15	1	-	9.37	900	134	
	広葉樹	22.34	1,812	41	0.80	-	-	0.18	5	-	2.30	120	7	
木	總數	50,100.84	7,639,696	64,448	-	-	-	2,320.47	64,743	4,760	1,794.11	84,738	5,008	
	針葉樹	3,162.95	1,342,929	8,429	-	-	-	-	-	-	0.06	3	1	
	広葉樹	46,937.89	6,296,767	56,019	-	-	-	2,320.47	64,743	4,760	1,794.05	84,735	5,007	
天	總數	3,455.41	1,305,281	8,554	-	-	-	-	-	-	0.21	8	-	
	針葉樹	2,847.17	1,215,706	7,580	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	広葉樹	608.24	89,575	974	-	-	-	-	-	-	0.21	8	-	
地	總數	925.29	208,328	1,378	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	針葉樹	296.10	119,687	790	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	広葉樹	629.19	88,641	588	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
林	總數	45,720.14	6,126,087	54,516	-	-	-	2,320.47	64,743	4,760	1,793.90	84,730	5,008	
	針葉樹	19.68	7,536	59	-	-	-	-	-	-	0.06	3	1	
	広葉樹	45,700.46	6,118,551	54,457	-	-	-	2,320.47	64,743	4,760	1,793.84	84,727	5,007	
無	林	114.66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	木地	3,123.45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級			成 長 量 級		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
總	數	1,126.03	91,773	7,016	2,479.34	324,705	17,488	3,680.93	675,112	28,457	4,354.45	1,039,180	34,080			
		1,126.03	91,773	7,016	2,479.34	324,705	17,488	3,680.93	675,112	28,457	4,354.45	1,039,180	34,080			
		398.79	50,490	4,965	993.34	204,614	12,591	2,114.81	523,549	23,559	2,956.15	874,101	29,784			
		727.24	41,283	2,051	1,486.00	120,091	4,897	1,566.12	151,563	4,898	1,398.30	165,079	4,296			
		424.83	51,908	5,032	1,035.78	207,978	12,711	2,141.95	526,213	23,630	3,022.13	881,454	29,962			
		398.41	50,412	4,959	990.01	203,988	12,556	2,112.61	523,043	23,538	2,949.73	872,609	29,742			
		26.42	1,496	73	45.77	3,990	155	29.34	3,170	92	72.40	8,845	220			
		406.85	50,598	4,914	1,018.48	205,424	12,545	2,072.01	512,614	23,076	2,979.82	869,242	29,535			
		387.76	49,455	4,861	973.95	201,550	12,394	2,045.58	509,686	22,991	2,908.35	860,494	29,318			
		19.09	1,143	53	44.53	3,874	151	26.43	2,928	85	71.47	8,748	217			
		17.98	1,310	118	17.30	2,554	166	69.94	13,599	554	42.31	12,212	427			
		10.65	957	98	16.06	2,438	162	67.03	13,357	547	41.38	12,115	424			
7.33	353	20	1.24	116	4	2.91	242	7	0.93	97	3					
701.20	39,865	1,984	1,443.56	116,727	4,777	1,538.98	148,899	4,827	1,332.32	157,726	4,118					
0.38	78	6	3.33	626	35	2.20	506	21	6.42	1,492	42					
700.82	39,787	1,978	1,440.23	116,101	4,742	1,536.78	148,393	4,806	1,325.90	156,234	4,076					
2.43	206	12	28.07	2,384	114	6.68	991	36	64.58	6,842	198					
0.38	78	6	2.33	556	30	2.20	506	21	6.42	1,492	42					
2.05	128	6	25.74	1,828	84	4.48	485	15	58.16	5,350	156					
-	-	-	4.74	351	15	6.92	812	25	17.30	1,423	44					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	4.74	351	15	6.92	812	25	17.30	1,423	44					
698.77	39,659	1,972	1,410.75	113,992	4,648	1,525.38	147,096	4,766	1,250.44	149,461	3,876					
-	-	-	1.00	70	5	-	-	-	-	-	-	-				
698.77	39,659	1,972	1,409.75	113,922	4,643	1,525.38	147,096	4,766	1,250.44	149,461	3,876					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級			成 長 量		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量	
立 木	總 數	5,140.26	1,587,722	42,158	6,231.43	2,219,516	45,312	9,641.23	3,472,574	56,596	12,599.54	4,606,191	60,860			
		針 葉 樹	1,587,722	42,158	6,231.43	2,219,516	45,312	9,641.23	3,472,574	56,596	12,599.54	4,606,191	60,860			
		針 葉 樹	1,462,010	39,678	4,966.38	2,044,855	42,762	6,656.86	3,046,511	51,873	8,101.51	3,919,245	54,952			
		廣 葉 樹	125,712	2,480	1,265.05	174,661	2,550	2,984.37	426,063	4,723	4,498.03	686,946	5,908			
		總 數	1,458,245	39,576	4,988.51	2,044,752	42,716	6,591.62	3,022,470	51,552	7,855.69	3,822,646	53,939			
		針 葉 樹	1,453,952	39,502	4,948.27	2,039,012	42,666	6,581.56	3,020,832	51,541	7,837.60	3,819,417	53,912			
		廣 葉 樹	4,293	74	40.24	5,740	50	10.06	1,638	11	18.09	3,229	27			
		總 數	1,455,53	39,344	4,925.59	2,018,292	42,171	6,489.63	2,977,461	50,823	7,770.09	3,784,697	53,449			
		針 葉 樹	1,444,829	39,270	4,886.53	2,012,731	42,121	6,479.57	2,975,823	50,812	7,752.00	3,781,468	53,422			
		廣 葉 樹	4,293	74	39.06	5,561	50	10.06	1,638	11	18.09	3,229	27			
		總 數	27.14	9,123	62.92	26,460	545	101.99	45,009	729	85.60	37,949	490			
		針 葉 樹	27.14	9,123	62.92	26,460	545	101.99	45,009	729	85.60	37,949	490			
廣 葉 樹	-	-	-	179	-	-	-	-	-	-	-	-				
天 然 林	總 數	957.59	129,477	2,582	1,242.92	174,764	2,596	3,049.61	450,104	5,044	4,743.85	783,545	6,921			
		針 葉 樹	26.00	8,058	176	18.11	5,843	96	75.30	25,679	332	263.91	99,828	1,040		
		針 葉 樹	931.59	121,419	2,406	1,224.81	168,921	2,500	2,974.31	424,425	4,712	4,479.94	683,717	5,881		
		廣 葉 樹	56.41	11,529	244	48.54	10,893	171	125.38	31,806	398	455.84	125,890	1,254		
		總 數	23.94	7,267	159	17.94	5,792	96	70.22	23,693	307	244.00	92,565	963		
		針 葉 樹	32.47	4,262	85	30.60	5,101	75	55.16	8,113	91	211.84	33,325	291		
		廣 葉 樹	13.56	2,299	48	44.08	5,265	83	56.10	9,190	106	97.38	19,738	184		
		總 數	2.06	791	17	0.17	51	-	5.08	1,986	25	17.19	6,444	68		
		針 葉 樹	11.50	1,508	31	43.91	5,214	83	51.02	7,204	81	80.19	13,294	116		
		廣 葉 樹	887.62	115,649	2,290	1,150.30	158,606	2,342	2,868.13	409,108	4,540	4,190.63	637,917	5,483		
		總 數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.72	819	9		
		針 葉 樹	887.62	115,649	2,290	1,150.30	158,606	2,342	2,868.13	409,108	4,540	4,187.91	637,098	5,474		
廣 葉 樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
無 立 木 地	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級			成 長 量		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量	
總	數	13,230.06	4,772,945	50,060	13,680.08	4,417,990	36,117	8,619.28	2,412,328	15,547	4,194.35	1,007,041	4,508			
		13,230.06	4,772,945	50,060	13,680.08	4,417,990	36,117	8,619.28	2,412,328	15,547	4,194.35	1,007,041	4,508			
		7,890.06	3,918,973	44,450	6,689.69	3,393,769	31,782	2,764.13	1,544,962	12,677	817.67	475,272	3,324			
		5,340.00	853,972	5,610	6,990.39	1,024,221	4,335	5,855.15	867,366	2,870	3,376.68	531,769	1,184			
		7,493.18	3,751,181	42,859	6,079.59	3,143,867	29,900	2,350.37	1,359,857	11,512	572.97	363,162	2,746			
		7,484.14	3,749,647	42,853	6,068.99	3,142,262	29,894	2,333.02	1,357,734	11,506	565.18	362,150	2,743			
		9.04	1,534	6	10.60	1,605	6	17.35	2,123	6	7.79	1,012	3			
		7,392.72	3,710,361	42,451	5,899.82	3,075,706	29,405	2,297.62	1,337,628	11,366	567.09	359,935	2,725			
		7,383.76	3,708,841	42,445	5,889.36	3,074,123	29,399	2,281.58	1,335,669	11,360	559.54	358,971	2,722			
		8.96	1,520	6	10.46	1,583	6	16.04	1,959	6	7.55	964	3			
		100.46	40,820	408	179.77	68,161	495	52.75	22,229	146	5.88	3,227	21			
		100.38	40,806	408	179.63	68,139	495	51.44	22,065	146	5.64	3,179	21			
		0.08	14	-	0.14	22	-	1.31	164	-	0.24	48	-			
天	數	5,736.88	1,021,764	7,201	7,600.49	1,274,123	6,217	6,268.91	1,052,471	4,035	3,621.38	643,879	1,762			
		405.92	169,326	1,597	620.70	251,507	1,888	431.11	187,228	1,171	252.49	113,122	581			
		5,330.96	852,438	5,604	6,979.79	1,022,616	4,329	5,837.80	865,243	2,864	3,368.89	530,757	1,181			
		467.43	169,242	1,540	591.40	226,422	1,672	372.94	161,961	1,017	241.84	106,242	543			
		361.07	150,747	1,418	529.12	216,707	1,630	363.75	160,704	1,013	233.41	104,927	540			
		106.36	18,495	122	62.28	9,715	42	9.19	1,257	4	8.43	1,315	3			
		106.54	28,285	241	212.66	46,902	290	145.61	37,889	192	59.81	13,738	50			
		44.85	18,579	179	78.96	29,424	221	67.36	26,524	158	16.10	7,063	35			
		61.69	9,706	62	133.70	17,478	69	78.25	11,365	34	43.71	6,675	15			
		5,162.91	824,237	5,420	6,796.43	1,000,799	4,255	5,750.36	852,621	2,826	3,319.73	523,899	1,169			
		-	-	-	12.62	5,376	37	-	-	-	-	2.98	1,132	6		
		5,162.91	824,237	5,420	6,783.81	995,423	4,218	5,750.36	852,621	2,826	3,316.75	522,767	1,163			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無	立	木	地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	16 齡 級			17 齡 級			18 齡 級			19 齡 級			成 長 量		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	材 積	成 長 量	
總	數	3,212.66	881,617	3,376	2,262.27	616,060	2,112	1,698.47	445,450	1,114	1,354.47	332,708	661			
		3,212.66	881,617	3,376	2,262.27	616,060	2,112	1,698.47	445,450	1,114	1,354.47	332,708	661			
		846.63	507,267	2,783	598.76	357,713	1,781	444.46	255,189	991	327.52	186,422	547			
		2,366.03	374,350	593	1,663.51	258,347	331	1,254.01	190,261	123	1,026.95	146,286	114			
		568.51	379,072	2,217	384.00	259,656	1,439	256.72	170,483	746	183.64	121,179	400			
		567.24	378,884	2,217	380.62	259,311	1,438	256.03	170,384	746	183.51	121,157	400			
		1.27	188	-	3.38	345	1	0.69	99	-	0.13	22	-			
		554.69	373,332	2,191	364.58	254,058	1,426	250.13	166,615	729	181.53	119,834	398			
		553.42	373,144	2,191	361.20	253,713	1,425	249.44	166,516	729	181.40	119,812	398			
		1.27	188	-	3.38	345	1	0.69	99	-	0.13	22	-			
		13.82	5,740	26	19.42	5,598	13	6.59	3,868	17	2.11	1,345	2			
		13.82	5,740	26	19.42	5,598	13	6.59	3,868	17	2.11	1,345	2			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
天	數	2,644.15	502,545	1,159	1,878.27	356,404	673	1,441.75	274,967	368	1,170.83	211,529	261			
		279.39	128,383	566	218.14	98,402	343	188.43	84,805	245	144.01	65,265	147			
		2,364.76	374,162	593	1,660.13	258,002	330	1,253.32	190,162	123	1,026.82	146,264	114			
		257.28	117,843	521	207.59	93,542	329	175.97	79,635	229	132.09	59,864	136			
		256.94	117,792	521	207.22	93,486	329	175.76	79,607	229	132.09	59,864	136			
		0.34	51	-	0.37	56	-	0.21	28	-	-	-	-	-		
		67.18	16,555	52	37.60	8,748	19	26.97	7,420	16	17.54	6,262	11			
		22.15	10,455	44	10.92	4,916	14	12.67	5,198	16	11.92	5,401	11			
		45.03	6,100	8	26.68	3,832	5	14.30	2,222	-	5.62	861	-			
		2,319.69	368,147	586	1,633.08	254,114	325	1,238.81	187,912	123	1,021.20	145,403	114			
		0.30	136	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		2,319.39	368,011	585	1,633.08	254,114	325	1,238.81	187,912	123	1,021.20	145,403	114			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
無	立	林													-	
		木 地													-	

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	20		21		21		以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立	總數	514.63	183,714	432	533.37	230,949	415			
		總數	514.63	183,714	432	533.37	230,949	415		
		針葉樹	320.88	158,428	422	334.96	206,814	412		
	人	廣葉樹	193.75	25,286	10	198.41	24,135	3		
		總數	216.58	110,230	339	217.85	153,007	353		
		針葉樹	212.51	109,714	339	216.28	152,750	353		
	工	廣葉樹	4.07	516	-	1.57	257	-		
		總數	209.73	107,490	332	207.33	146,390	341		
		針葉樹	209.36	107,426	332	205.76	146,133	341		
		廣葉樹	0.37	64	-	1.57	257	-		
		總數	6.85	2,740	7	10.52	6,617	12		
		針葉樹	3.15	2,288	7	10.52	6,617	12		
	天	廣葉樹	3.70	452	-	-	-	-		
		總數	298.05	73,484	93	315.52	77,942	62		
		針葉樹	108.37	48,714	83	118.68	54,064	59		
廣葉樹		189.68	24,770	10	196.84	23,878	3			
總數		105.67	47,637	82	115.06	52,344	58			
針葉樹		105.49	47,614	82	114.89	52,309	58			
地	廣葉樹	0.18	23	-	0.17	35	-			
	總數	6.33	1,539	1	4.97	1,912	1			
	針葉樹	2.88	1,100	1	3.79	1,755	1			
	廣葉樹	3.45	439	-	1.18	157	-			
	總數	186.05	24,308	10	195.49	23,686	3			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-			
竹	廣葉樹	186.05	24,308	10	195.49	23,686	3			
	總數	-	-	-	-	-	-			
	針葉樹	-	-	-	-	-	-			
無	立	-	-	-	-	-	-			
	木	-	-	-	-	-	-			

イ 制限林

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	総			数			1			2			3			級		
		面積	材積	成長量	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立	総	数	20,506.89	5,624,659	88,244	41.35	-	282.57	7,173	1,056	296.93	18,603	2,316						
		総数	19,883.46	5,624,659	88,244	41.35	-	282.57	7,173	1,056	296.93	18,603	2,316						
	数	針葉樹	11,367.14	4,472,372	79,387	38.05	-	83.45	1,929	660	160.33	11,891	1,919						
		広葉樹	8,516.32	1,152,287	8,857	3.30	-	199.12	5,244	396	136.60	6,712	397						
	人	総	10,951.70	4,272,939	78,445	41.35	-	86.63	2,093	671	181.78	13,100	1,991						
		数	10,888.22	4,267,184	78,309	38.05	-	83.45	1,929	660	160.33	11,891	1,919						
	工	広葉樹	63.48	5,755	136	3.30	-	3.18	164	11	21.45	1,209	72						
		総	10,671.86	4,179,301	76,913	40.95	-	86.30	2,087	671	170.68	12,091	1,851						
	林	育成	10,616.43	4,174,142	76,794	37.65	-	83.30	1,928	660	151.53	11,002	1,786						
		複層林	55.43	5,159	119	3.30	-	3.00	159	11	19.15	1,089	65						
木	総	279.84	93,638	1,532	0.40	-	0.33	6	-	11.10	1,009	140							
	数	271.79	93,042	1,515	0.40	-	0.15	1	-	8.80	889	133							
天	広葉樹	8.05	596	17	-	-	0.18	5	-	2.30	120	7							
	総	8,931.76	1,351,720	9,799	-	-	195.94	5,080	385	115.15	5,503	325							
地	針葉樹	478.92	205,188	1,078	-	-	-	-	-	-	-	-							
	広葉樹	8,452.84	1,146,532	8,721	-	-	195.94	5,080	385	115.15	5,503	325							
天	総	484.40	197,974	1,033	-	-	-	-	-	-	-	-							
	数	442.20	191,241	978	-	-	-	-	-	-	-	-							
然	針葉樹	42.20	6,733	55	-	-	-	-	-	-	-	-							
	広葉樹	187.76	32,000	292	-	-	-	-	-	-	-	-							
林	育成	32.59	12,166	88	-	-	-	-	-	-	-	-							
	複層林	155.17	19,834	204	-	-	-	-	-	-	-	-							
天	総	8,259.60	1,121,746	8,474	-	-	195.94	5,080	385	115.15	5,503	325							
	数	4.13	1,781	12	-	-	-	-	-	-	-	-							
然	針葉樹	8,255.47	1,119,965	8,462	-	-	195.94	5,080	385	115.15	5,503	325							
	広葉樹	5.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
無	立	618.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	4			5			6			7			級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立	木	総数	271.74	27,155	2,306	663.98	97,769	5,440	855.50	187,330	7,989	926.40	223,132	7,064			
		総数	271.74	27,155	2,306	663.98	97,769	5,440	855.50	187,330	7,989	926.40	223,132	7,064			
		針葉樹	161.56	19,935	1,952	341.56	73,261	4,426	700.27	171,975	7,496	695.85	198,549	6,407			
		広葉樹	110.18	7,220	354	322.42	24,508	1,014	155.23	15,355	493	230.55	24,583	657			
		総数	166.61	20,194	1,967	341.81	73,289	4,427	700.10	171,858	7,491	701.66	199,036	6,417			
		針葉樹	161.56	19,935	1,952	341.56	73,261	4,426	699.48	171,795	7,489	694.22	198,107	6,395			
		広葉樹	5.05	259	15	0.25	28	1	0.62	63	2	7.44	929	22			
		総数	155.31	19,347	1,887	335.83	72,524	4,368	690.72	169,942	7,396	682.99	193,544	6,242			
		針葉樹	153.66	19,263	1,882	335.58	72,496	4,367	690.10	169,879	7,394	675.55	192,615	6,220			
		広葉樹	1.65	84	5	0.25	28	1	0.62	63	2	7.44	929	22			
地	天	総数	11.30	847	80	5.98	765	59	9.38	1,916	95	18.67	5,492	175			
		針葉樹	7.90	672	70	5.98	765	59	9.38	1,916	95	18.67	5,492	175			
		広葉樹	3.40	175	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		総数	105.13	6,961	339	322.17	24,480	1,013	155.40	15,472	498	224.74	24,096	647			
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	0.79	180	7	1.63	442	12			
		広葉樹	105.13	6,961	339	322.17	24,480	1,013	154.61	15,292	491	223.11	23,654	635			
		総数	-	-	-	-	-	-	0.79	180	7	1.70	453	12			
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	0.79	180	7	1.63	442	12			
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.07	11	-			
		総数	-	-	-	1.33	97	4	6.23	713	22	16.44	1,326	41			
地	然	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		総数	-	-	-	1.33	97	4	6.23	713	22	16.44	1,326	41			
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		広葉樹	-	-	-	1.33	97	4	6.23	713	22	16.44	1,326	41			
		総数	105.13	6,961	339	320.84	24,383	1,009	148.38	14,579	469	206.60	22,317	594			
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		広葉樹	105.13	6,961	339	320.84	24,383	1,009	148.38	14,579	469	206.60	22,317	594			
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
無	立	林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
地	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	8			9			10			11			齡			級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木	總數	1,281.35	396,666	10,264	1,733.06	587,423	11,620	2,198.40	799,792	12,886	2,487.04	880,542	11,466	2,487.04	880,542	11,466	2,487.04	880,542	11,466	2,487.04	
		1,281.35	396,666	10,264	1,733.06	587,423	11,620	2,198.40	799,792	12,886	2,487.04	880,542	11,466	2,487.04	880,542	11,466	2,487.04	880,542	11,466	2,487.04	
		1,143.29	380,359	9,931	1,378.06	537,025	10,889	1,719.93	733,471	12,142	1,640.46	753,571	10,352	1,640.46	753,571	10,352	1,640.46	753,571	10,352	1,640.46	
		138.06	16,307	333	355.00	50,398	731	478.47	66,321	744	846.58	126,971	1,114	846.58	126,971	1,114	846.58	126,971	1,114	846.58	
		1,141.38	378,914	9,898	1,383.76	537,675	10,886	1,699.82	727,586	12,062	1,613.82	744,477	10,255	1,613.82	744,477	10,255	1,613.82	744,477	10,255	1,613.82	
		1,137.92	378,482	9,892	1,376.92	536,656	10,884	1,699.24	727,484	12,061	1,612.98	744,374	10,254	1,612.98	744,374	10,254	1,612.98	744,374	10,254	1,612.98	
		3.46	432	6	6.84	1,019	2	0.58	102	1	0.84	103	1	0.84	103	1	0.84	103	1	0.84	
		1,129.32	374,859	9,800	1,366.32	530,049	10,738	1,641.18	703,182	11,668	1,584.60	733,958	10,126	1,584.60	733,958	10,126	1,584.60	733,958	10,126	1,584.60	
		1,125.86	374,427	9,794	1,360.26	529,148	10,736	1,640.60	703,080	11,667	1,583.76	733,855	10,125	1,583.76	733,855	10,125	1,583.76	733,855	10,125	1,583.76	
		3.46	432	6	6.06	901	2	0.58	102	1	0.84	103	1	0.84	103	1	0.84	103	1	0.84	
天然林	總數	12.06	4,055	98	17.44	7,626	148	58.64	24,404	394	29.22	10,519	129	29.22	10,519	129	29.22	10,519	129	29.22	
		12.06	4,055	98	16.66	7,508	148	58.64	24,404	394	29.22	10,519	129	29.22	10,519	129	29.22	10,519	129	29.22	
		-	-	-	0.78	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		139.97	17,752	366	349.30	49,748	734	498.58	72,206	824	873.22	136,065	1,211	873.22	136,065	1,211	873.22	136,065	1,211	873.22	
		5.37	1,877	39	1.14	369	5	20.69	5,987	81	27.48	9,197	98	27.48	9,197	98	27.48	9,197	98	27.48	
		134.60	15,875	327	348.16	49,379	729	477.89	66,219	743	845.74	126,868	1,113	845.74	126,868	1,113	845.74	126,868	1,113	845.74	
		9.65	1,965	38	1.04	342	5	20.23	5,780	79	24.96	7,778	81	24.96	7,778	81	24.96	7,778	81	24.96	
		3.31	1,086	22	1.04	342	5	20.23	5,780	79	21.69	7,147	76	21.69	7,147	76	21.69	7,147	76	21.69	
		6.34	879	16	-	-	-	-	-	-	3.27	631	5	3.27	631	5	3.27	631	5	3.27	
		4.12	1,166	24	24.00	2,710	43	25.28	3,415	40	18.11	3,968	39	18.11	3,968	39	18.11	3,968	39	18.11	
地	總數	2.06	791	17	0.10	27	0.46	207	2	5.79	2,050	22	5.79	2,050	22	5.79	2,050	22	5.79		
		2.06	375	7	23.90	2,683	43	24.82	3,208	38	12.32	1,918	17	12.32	1,918	17	12.32	1,918	17	12.32	
		126.20	14,621	304	324.26	46,696	686	453.07	63,011	705	830.15	124,319	1,091	830.15	124,319	1,091	830.15	124,319	1,091	830.15	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		126.20	14,621	304	324.26	46,696	686	453.07	63,011	705	830.15	124,319	1,091	830.15	124,319	1,091	830.15	124,319	1,091	830.15	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地	總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	12 齢			13 齢			14 齢			15 齢		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木	總數	2,104.12	683,591	6,903	1,824.36	551,592	4,345	1,491.80	371,604	2,337	708.11	151,366	629
		總數	2,104.12	683,591	6,903	1,824.36	551,592	4,345	1,491.80	371,604	2,337	708.11	151,366
	總數	1,191.98	538,561	5,931	915.14	421,793	3,787	410.59	220,600	1,809	101.24	58,650	417
		針葉樹	1,191.98	538,561	5,931	915.14	421,793	3,787	410.59	220,600	1,809	101.24	58,650
	總數	912.14	145,030	972	909.22	129,799	558	1,081.21	151,004	528	606.87	92,716	212
		広葉樹	912.14	145,030	972	909.22	129,799	558	1,081.21	151,004	528	606.87	92,716
	總數	1,148.80	521,180	5,771	860.62	399,762	3,628	353.93	194,921	1,650	84.28	48,964	369
		針葉樹	1,148.80	521,180	5,771	860.62	399,762	3,628	353.93	194,921	1,650	84.28	48,964
	總數	0.43	63	-	0.38	66	-	1.31	164	-	6.60	851	3
		広葉樹	0.43	63	-	0.38	66	-	1.31	164	-	6.60	851
總數	1,117.56	510,942	5,682	839.42	391,977	3,571	333.86	188,318	1,613	77.68	48,113	366	
	針葉樹	1,117.56	510,942	5,682	839.42	391,977	3,571	333.86	188,318	1,613	77.68	48,113	366
總數	0.35	49	-	0.38	66	-	-	-	-	6.60	851	3	
	広葉樹	0.35	49	-	0.38	66	-	-	-	6.60	851	3	
總數	30.89	10,189	89	20.82	7,719	57	20.07	6,603	37	0.17	117	1	
	針葉樹	30.89	10,189	89	20.82	7,719	57	20.07	6,603	37	0.17	117	1
總數	0.08	14	-	-	-	-	1	164	-	-	-	-	
	広葉樹	0.08	14	-	-	-	1	164	-	-	-	-	
天然林	總數	955.32	162,411	1,132	963.74	151,830	717	1,137.87	176,683	687	623.83	102,402	260
		針葉樹	43.61	17,444	160	54.90	22,097	159	57.97	25,843	159	23.56	10,537
	總數	911.71	144,967	972	908.84	129,733	558	1,079.90	150,840	528	600.27	91,865	209
		針葉樹	911.71	144,967	972	908.84	129,733	558	1,079.90	150,840	528	600.27	91,865
	總數	70.02	20,799	179	48.20	19,011	135	56.87	25,504	157	20.64	9,403	46
		針葉樹	70.02	20,799	179	48.20	19,011	135	56.87	25,504	157	20.64	9,403
	總數	30.57	4,855	33	1.95	357	1	-	-	-	-	-	-
		針葉樹	30.57	4,855	33	1.95	357	1	-	-	-	-	-
	總數	20.17	3,992	31	19.22	3,847	23	4.44	845	3	3.85	1,150	4
		針葉樹	20.17	3,992	31	19.22	3,847	23	4.44	845	3	3.85	1,150
總數	4.16	1,500	14	5.22	1,982	15	1.10	339	2	2.52	950	4	
	針葉樹	4.16	1,500	14	5.22	1,982	15	1.10	339	2	2.52	950	4
總數	16.01	2,492	17	14.00	1,865	8	3.34	506	1	1.33	200	-	
	針葉樹	16.01	2,492	17	14.00	1,865	8	3.34	506	1	1.33	200	-
總數	865.13	137,620	922	896.32	128,972	559	1,076.56	150,334	527	599.34	91,849	210	
	針葉樹	865.13	137,620	922	896.32	128,972	559	1,076.56	150,334	527	599.34	91,849	210
總數	-	-	-	3.43	1,461	10	-	-	-	0.40	184	1	
	針葉樹	-	-	-	3.43	1,461	10	-	-	0.40	184	1	
總數	865.13	137,620	922	892.89	127,511	549	1076.56	150,334	527	598.94	91,665	209	
	針葉樹	865.13	137,620	922	892.89	127,511	549	1076.56	150,334	527	598.94	91,665	209
無立木地	總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	16 齢			17 齢			18 齢			19 齢			20 齢			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木	総数	総数	693.49	163,853	580	515.35	126,990	427	423.76	88,288	186	664.12	113,643	158			
		針葉樹	136.56	80,146	431	136.17	71,215	343	69.27	37,182	144	75.55	34,069	87			
		広葉樹	556.93	83,707	149	379.18	55,775	84	354.49	51,106	42	588.57	79,574	71			
		総数	93.72	60,227	345	76.93	43,869	239	46.95	27,693	117	35.87	16,242	48			
		針葉樹	93.32	60,160	345	76.93	43,869	239	46.95	27,693	117	35.87	16,242	48			
		広葉樹	0.40	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		総数	88.18	58,322	338	61.29	40,246	232	44.09	26,571	112	35.81	16,197	48			
		針葉樹	87.78	58,255	338	61.29	40,246	232	44.09	26,571	112	35.81	16,197	48			
		広葉樹	0.40	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		総数	5.54	1,905	7	15.64	3,623	7	2.86	1,122	5	0.06	45	-			
		針葉樹	5.54	1,905	7	15.64	3,623	7	2.86	1,122	5	0.06	45	-			
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地	天然林	総数	599.77	103,626	235	438.42	83,121	188	376.81	60,595	69	628.25	97,401	110			
		針葉樹	43.24	19,986	86	59.24	27,346	104	22.32	9,489	27	39.68	17,827	39			
		広葉樹	556.53	83,640	149	379.18	55,775	84	354.49	51,106	42	588.57	79,574	71			
		総数	40.21	18,623	80	57.13	26,392	101	20.21	8,698	25	37.32	17,099	38			
		針葉樹	40.21	18,623	80	57.13	26,392	101	20.21	8,698	25	37.32	17,099	38			
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		総数	10.91	2,208	7	18.71	3,207	7	5.55	1,276	2	6.04	1,285	1			
		針葉樹	2.73	1,227	5	2.11	954	3	2.11	791	2	2.36	728	1			
		広葉樹	8.18	981	2	16.60	2,253	4	3.44	485	-	3.68	557	-			
		総数	548.65	82,795	148	362.58	53,522	80	351.05	50,621	42	584.89	79,017	71			
		針葉樹	0.30	136	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		広葉樹	548.35	82,659	147	362.58	53,522	80	351.05	50,621	42	584.89	79,017	71			
無立木	竹林	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	20		齡		級		21		齡		級		以		上			
		面積	材積	材積	成長量	面積	材積	材積	成長量	面積	材積	材積	成長量	面積	材積	材積	成長量		
地	木	立	總	總數	190.51	57,021	113	229.52	91,126	159	159								
				總數	190.51	57,021	113	229.52	91,126	159	159								
				針葉樹	137.96	49,584	107	129.87	78,606	157	157								
			広葉樹	52.55	7,437	6	99.65	12,520	2	2									
			總數	98.70	30,615	77	93.18	61,244	136	136									
			針葉樹	98.33	30,551	77	92.20	61,072	136	136									
			広葉樹	0.37	64	-	0.98	172	-	-									
			總數	98.50	30,447	76	84.11	55,736	126	126									
			針葉樹	98.13	30,383	76	83.13	55,564	126	126									
			広葉樹	0.37	64	-	0.98	172	-	-									
			總數	0.20	168	1	9.07	5,508	10	10									
			針葉樹	0.20	168	1	9.07	5,508	10	10									
			広葉樹	-	-	-	-	-	-	-									
			總數	91.81	26,406	36	136.34	29,882	23	23									
			針葉樹	39.63	19,033	30	37.67	17,534	21	21									
	広葉樹	52.18	7,373	6	98.67	12,348	2	2											
	總數	39.10	18,889	30	36.33	17,058	20	20											
	針葉樹	39.10	18,889	30	36.33	17,058	20	20											
	広葉樹	-	-	-	-	-	-	-											
	總數	1.44	248	-	1.92	547	1	1											
	針葉樹	0.53	144	-	1.34	476	1	1											
	広葉樹	0.91	104	-	0.58	71	-	-											
	總數	51.27	7,269	6	98.09	12,277	2	2											
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-											
	広葉樹	51.27	7,269	6	98.09	12,277	2	2											
	竹	-	-	-	-	-	-	-											
	無	-	-	-	-	-	-	-											
	立	-	-	-	-	-	-	-											
	木	-	-	-	-	-	-	-											
	地	-	-	-	-	-	-	-											

ウ 普通林

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	総 数			1 級			2 級			3 級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立	総 数	82,436.50	23,878,578	334,929	225.59	-	-	2,394.90	65,810	6,360	1,911.09	94,076	7,132	
		79,821.82	23,878,578	334,929	225.59	-	-	2,394.90	65,810	6,360	1,911.09	94,076	7,132	
	針 葉 樹	40,995.73	18,691,736	286,904	204.05	-	-	265.44	5,967	1,973	215.97	14,137	2,406	
		38,826.09	5,186,842	48,025	21.54	-	-	2,129.46	59,843	4,387	1,695.12	79,939	4,726	
	広 葉 樹	38,652.74	17,590,602	280,280	225.59	-	-	270.37	6,147	1,985	232.13	14,841	2,449	
		38,311.70	17,553,995	279,553	204.05	-	-	265.44	5,967	1,973	215.91	14,134	2,405	
	人 工 林	広 葉 樹	341.04	36,607	727	21.54	-	-	4.93	180	12	16.22	707	44
		総 数	38,093.91	17,374,653	277,263	222.67	-	-	270.37	6,147	1,985	231.56	14,830	2,448
		育 成 単 層 林	37,767.16	17,339,262	276,560	201.93	-	-	265.44	5,967	1,973	215.34	14,123	2,404
		広 葉 樹	326.75	35,391	703	20.74	-	-	4.93	180	12	16.22	707	44
総 数		558.83	215,949	3,017	2.92	-	-	-	-	-	0.57	11	1	
針 葉 樹		544.54	214,733	2,993	2.12	-	-	-	-	-	0.57	11	1	
天 然 林	総 数	14.29	1,216	24	0.80	-	-	-	-	-	-	-	-	
		41,169.08	6,287,976	54,649	-	-	-	2,124.53	59,663	4,375	1,678.96	79,235	4,683	
	針 葉 樹	2,684.03	1,137,741	7,351	-	-	-	-	-	-	0.06	3	1	
	広 葉 樹	38,485.05	5,150,235	47,298	-	-	-	2,124.53	59,663	4,375	1,678.90	79,232	4,682	
	総 数	2,971.01	1,107,307	7,521	-	-	-	-	-	-	0.21	8	-	
	育 成 単 層 林	2,404.97	1,024,465	6,602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	広 葉 樹	566.04	82,842	919	-	-	-	-	-	-	0.21	8	-	
	総 数	737.53	176,328	1,086	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	針 葉 樹	263.51	107,521	702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	広 葉 樹	474.02	68,807	384	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天 然 生 林	総 数	37,460.54	5,004,341	46,042	-	-	-	2,124.53	59,663	4,375	1,678.75	79,227	4,683	
	針 葉 樹	15.55	5,755	47	-	-	-	-	-	-	0.06	3	1	
	広 葉 樹	37,444.99	4,998,586	45,995	-	-	-	2124.53	59,663	4,375	1678.69	79,224	4,682	
無 立 木 地	林	109.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	木 地	2,505.41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	4			5			6			7			級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木	總數	854.29	64,618	4,710	1,815.36	226,936	12,048	2,825.43	487,782	20,468	3,428.05	816,048	27,016				
		總數	854.29	64,618	4,710	1,815.36	226,936	12,048	2,825.43	487,782	20,468	3,428.05	816,048	27,016			
		針葉樹	237.23	30,555	3,013	651.78	131,353	8,165	1,414.54	351,574	16,063	2,260.30	675,552	23,377			
	總數	617.06	34,063	1,697	1,163.58	95,583	3,883	1,410.89	136,208	4,405	1,167.75	140,496	3,639				
		總數	258.22	31,714	3,065	693.97	134,689	8,284	1,441.85	354,355	16,139	2,320.47	682,418	23,545			
		針葉樹	236.85	30,477	3,007	648.45	130,727	8,130	1,413.13	351,248	16,049	2,255.51	674,502	23,347			
	總數	21.37	1,237	58	45.52	3,962	154	28.72	3,107	90	64.96	7,916	198				
		總數	251.54	31,251	3,027	682.65	132,900	8,177	1,381.29	342,672	15,680	2,296.83	675,698	23,293			
		針葉樹	234.10	30,192	2,979	638.37	129,054	8,027	1,355.48	339,807	15,597	2,232.80	667,879	23,098			
	總數	17.44	1,059	48	44.28	3,846	150	25.81	2,865	83	64.03	7,819	195				
		總數	6.68	463	38	11.32	1,789	107	60.56	11,683	459	23.64	6,720	252			
		針葉樹	2.75	285	28	10.08	1,673	103	57.65	11,441	452	22.71	6,623	249			
總數	3.93	178	10	1.24	116	4	2.91	242	7	0.93	97	3					
	總數	596.07	32,904	1,645	1,121.39	92,247	3,764	1,383.58	133,427	4,329	1,107.58	133,630	3,471				
	針葉樹	0.38	78	6	3.33	626	35	1.41	326	14	4.79	1,050	30				
總數	595.69	32,826	1,639	1,118.06	91,621	3,729	1,382.17	133,101	4,315	1,102.79	132,580	3,441					
	總數	2.43	206	12	28.07	2,384	114	5.89	811	29	62.88	6,389	186				
	針葉樹	0.38	78	6	2.33	556	30	1.41	326	14	4.79	1,050	30				
總數	2.05	128	6	25.74	1,828	84	4.48	485	15	58.09	5,339	156					
	總數	-	-	-	3.41	254	11	0.69	99	3	0.86	97	3				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
總數	-	-	-	3.41	254	11	0.69	99	3	0.86	97	3					
	總數	593.64	32,698	1,633	1,089.91	89,609	3,639	1,377.00	132,517	4,297	1,043.84	127,144	3,282				
	針葉樹	-	-	-	1.00	70	5	-	-	-	-	-	-				
總數	593.64	32,698	1,633	1088.91	89,539	3,634	1377.00	132,517	4,297	1043.84	127,144	3,282					
	總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
無立木地	總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級			11 齢 級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立	木	總數	3,858.91	1,191,056	31,894	4,498.37	1,632,093	33,692	7,442.83	2,672,782	43,710	10,112.50	3,725,649	49,394
		總數	3,858.91	1,191,056	31,894	4,498.37	1,632,093	33,692	7,442.83	2,672,782	43,710	10,112.50	3,725,649	49,394
		針葉樹	3,029.69	1,081,651	29,747	3,588.32	1,507,830	31,873	4,936.93	2,313,040	39,731	6,461.05	3,165,674	44,600
		広葉樹	829.22	109,405	2,147	910.05	124,263	1,819	2,505.90	359,742	3,979	3,651.45	559,975	4,794
		總數	3,041.29	1,079,331	29,678	3,604.75	1,507,077	31,830	4,891.80	2,294,884	39,490	6,241.87	3,078,169	43,684
		針葉樹	3,009.06	1,075,470	29,610	3,571.35	1,502,356	31,782	4,882.32	2,293,348	39,480	6,224.62	3,075,043	43,658
		広葉樹	32.23	3,861	68	33.40	4,721	48	9.48	1,536	10	17.25	3,126	26
		總數	3,026.21	1,074,263	29,544	3,559.27	1,488,243	31,433	4,848.45	2,274,279	39,155	6,185.49	3,050,739	43,323
		針葉樹	2993.98	1,070,402	29,476	3526.27	1,483,583	31,385	4838.97	2,272,743	39,145	6168.24	3,047,613	43,297
		広葉樹	32.23	3,861	68	33.00	4,660	48	9.48	1,536	10	17.25	3,126	26
地	天	總數	15.08	5,068	134	45.48	18,834	397	43.35	20,605	335	56.38	27,430	361
		針葉樹	15.08	5,068	134	45.08	18,773	397	43.35	20,605	335	56.38	27,430	361
		広葉樹	-	-	-	0.40	61	-	-	-	-	-	-	-
		總數	817.62	111,725	2,216	893.62	125,016	1,862	2,551.03	377,898	4,220	3,870.63	647,480	5,710
		針葉樹	20.63	6,181	137	16.97	5,474	91	54.61	19,692	251	236.43	90,631	942
		広葉樹	796.99	105,544	2,079	876.65	119,542	1,771	2,496.42	358,206	3,969	3,634.20	556,849	4,768
		總數	46.76	9,564	206	47.50	10,551	166	105.15	26,026	319	430.88	118,112	1,173
		針葉樹	20.63	6,181	137	16.90	5,450	91	49.99	17,913	228	222.31	85,418	887
		広葉樹	26.13	3,383	69	30.60	5,101	75	55.16	8,113	91	208.57	32,694	286
		總數	9.44	1,133	24	20.08	2,555	40	30.82	5,775	66	79.27	15,770	145
無	立	針葉樹	-	-	-	0.07	24	-	4.62	1,779	23	11.40	4,394	46
		広葉樹	9.44	1,133	24	20.01	2,531	40	26.20	3,996	43	67.87	11,376	99
		總數	761.42	101,028	1,986	826.04	111,910	1,656	2,415.06	346,097	3,835	3,360.48	513,598	4,392
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
		広葉樹	761.42	101,028	1,986	826.04	111,910	1,656	2415.06	346,097	3,835	3357.76	512,779	4,383
		總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		總數	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		針葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	12 齡 級			13 齡 級			14 齡 級			15 齡 級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
地	立木	總數	11,125.94	4,089,354	43,157	11,855.72	3,866,398	31,772	7,127.48	2,040,724	13,210	3,486.24	855,675	3,879	
		總數	11,125.94	4,089,354	43,157	11,855.72	3,866,398	31,772	7,127.48	2,040,724	13,210	3,486.24	855,675	3,879	
		針葉樹	6,698.08	3,380,412	38,519	5,774.55	2,971,976	27,995	2,353.54	1,324,362	10,868	716.43	416,622	2,907	
		広葉樹	4,427.86	708,942	4,638	6,081.17	894,422	3,777	4,773.94	716,362	2,342	2,769.81	439,053	972	
		總數	6,344.38	3,230,001	37,088	5,218.97	2,744,105	26,272	1,996.44	1,164,936	9,862	488.69	314,198	2,377	
		針葉樹	6,335.77	3,228,530	37,082	5,208.75	2,742,566	26,266	1,980.40	1,162,977	9,856	487.50	314,037	2,377	
		広葉樹	8.61	1,471	6	10.22	1,539	6	16.04	1,959	6	1.19	161	-	
		總數	6,274.81	3,199,370	36,769	5,060.02	2,683,663	25,834	1,963.76	1,149,310	9,753	482.98	311,088	2,357	
		針葉樹	6,266.20	3,197,899	36,763	5,049.94	2,682,146	25,828	1,947.72	1,147,351	9,747	482.03	310,975	2,357	
		広葉樹	8.61	1,471	6	10.08	1,517	6	16.04	1,959	6	0.95	113	-	
		總數	69.57	30,631	319	158.95	60,442	438	32.68	15,626	109	5.71	3,110	20	
		針葉樹	69.57	30,631	319	158.81	60,420	438	32.68	15,626	109	5.47	3,062	20	
		広葉樹	-	-	-	0.14	22	-	-	-	-	-	0.24	48	-
		總數	4,781.56	859,353	6,069	6,636.75	1,122,293	5,500	5,131.04	875,788	3,348	2,997.55	541,477	1,502	
		針葉樹	362.31	151,882	1,437	565.80	229,410	1,729	373.14	161,385	1,012	228.93	102,585	530	
広葉樹	4,419.25	707,471	4,632	6,070.95	892,883	3,771	4,757.90	714,403	2,336	2,768.62	438,892	972			
總數	397.41	148,443	1,361	543.20	207,411	1,537	316.07	136,457	860	221.20	96,839	497			
針葉樹	321.62	134,803	1,272	482.87	198,053	1,496	306.88	135,200	856	212.77	95,524	494			
広葉樹	75.79	13,640	89	60.33	9,358	41	9.19	1,257	4	8.43	1,315	3			
總數	86.37	24,293	210	193.44	43,055	267	141.17	37,044	189	55.96	12,588	46			
針葉樹	40.69	17,079	165	73.74	27,442	206	66.26	26,185	156	13.58	6,113	31			
広葉樹	45.68	7,214	45	119.70	15,613	61	74.91	10,859	33	42.38	6,475	15			
總數	4,297.78	686,617	4,498	5,900.11	871,827	3,696	4,673.80	702,287	2,299	2,720.39	432,050	959			
針葉樹	-	-	-	9.19	3,915	27	-	-	-	-	2.58	948	5		
広葉樹	4,297.78	686,617	4,498	5,890.92	867,912	3,669	4,673.80	702,287	2,299	2,717.81	431,102	954			
竹	林														
無	立木														

單位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

區	分	16 齡			17 齡			18 齡			19 齡		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總	總數	2,519.17	717,764	2,796	1,746.92	489,070	1,685	1,274.71	357,162	928	690.35	219,065	503
		2,519.17	717,764	2,796	1,746.92	489,070	1,685	1,274.71	357,162	928	690.35	219,065	503
		710.07	427,121	2,352	462.59	286,498	1,438	375.19	218,007	847	251.97	152,353	460
		1,809.10	290,643	444	1,284.33	202,572	247	899.52	139,155	81	438.38	66,712	43
		474.79	318,845	1,872	307.07	215,787	1,200	209.77	142,790	629	147.77	104,937	352
		473.92	318,724	1,872	303.69	215,442	1,199	209.08	142,691	629	147.64	104,915	352
		0.87	121	-	3.38	345	1	0.69	99	-	0.13	22	-
		466.51	315,010	1,853	303.29	213,812	1,194	206.04	140,044	617	145.72	103,637	350
		465.64	314,889	1,853	299.91	213,467	1,193	205.35	139,945	617	145.59	103,615	350
		0.87	121	-	3.38	345	1	0.69	99	-	0.13	22	-
木	總數	8.28	3,835	19	3.78	1,975	6	3.73	2,746	12	2.05	1,300	2
		8.28	3,835	19	3.78	1,975	6	3.73	2,746	12	2.05	1,300	2
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2,044.38	398,919	924	1,439.85	273,283	485	1,064.94	214,372	299	542.58	114,128	151
		236.15	108,397	480	158.90	71,056	239	166.11	75,316	218	104.33	47,438	108
		1,808.23	290,522	444	1,280.95	202,227	246	898.83	139,056	81	438.25	66,690	43
		217.07	99,220	441	150.46	67,150	228	155.76	70,937	204	94.77	42,765	98
		216.73	99,169	441	150.09	67,094	228	155.55	70,909	204	94.77	42,765	98
		0.34	51	-	0.37	56	-	0.21	28	-	-	-	-
		56.27	14,347	45	18.89	5,541	12	21.42	6,144	14	11.50	4,977	10
地	總數	19.42	9,228	39	8.81	3,962	11	10.56	4,407	14	9.56	4,673	10
		36.85	5,119	6	10.08	1,579	1	10.86	1,737	-	1.94	304	-
		1,771.04	285,352	438	1,270.50	200,592	245	887.76	137,291	81	436.31	66,386	43
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		1771.04	285,352	438	1270.50	200,592	245	887.76	137,291	81	436.31	66,386	43
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	立	竹											
		木											

単位 面積：ha、材積：m³、成長量：m³

区	分	20		21		21		以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	
地	立	木	総数	324.12	126,693	319	303.85	139,823	256	
			総数	324.12	126,693	319	303.85	139,823	256	
			針葉樹	182.92	108,844	315	205.09	128,208	255	
	天	然	林	広葉樹	141.20	17,849	4	98.76	11,615	1
				総数	117.88	79,615	262	124.67	91,763	217
				針葉樹	114.18	79,163	262	124.08	91,678	217
				広葉樹	3.70	452	-	0.59	85	-
				総数	111.23	77,043	256	123.22	90,654	215
				針葉樹	111.23	77,043	256	122.63	90,569	215
				広葉樹	-	-	-	0.59	85	-
				総数	6.65	2,572	6	1.45	1,109	2
				針葉樹	2.95	2,120	6	1.45	1,109	2
				広葉樹	3.70	452	-	-	-	-
地	立	木	総数	206.24	47,078	57	179.18	48,060	39	
			針葉樹	68.74	29,681	53	81.01	36,530	38	
			広葉樹	137.50	17,397	4	98.17	11,530	1	
	天	然	林	総数	66.57	28,748	52	78.73	35,286	38
				針葉樹	66.39	28,725	52	78.56	35,251	38
				広葉樹	0.18	23	-	0.17	35	-
				総数	4.89	1,291	1	3.05	1,365	-
				針葉樹	2.35	956	1	2.45	1,279	-
				広葉樹	2.54	335	-	0.60	86	-
				総数	134.78	17,039	4	97.40	11,409	1
				針葉樹	-	-	-	-	-	-
				広葉樹	134.78	17,039	4	97.40	11,409	1
				竹	林	-	-	-	-	-
無	立	地	木	-	-	-	-	-		
			地	-	-	-	-	-		

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区分	総数	立木																				
		総数					人					工					林					
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹			
総数	102,943	99,710	52,368	47,342	49,609	49,205	405	48,771	48,389	382	839	816	22	29,503	23,164	6,339	21,864	21,554	41	310	308	2
県有林	10,147	9,759	7,615	2,144	7,615	7,595	20	7,479	7,461	18	136	134	2	2,830	2,569	261	2,564	2,518	2	45	45	0
市町村有林	22,021	21,604	9,459	12,145	8,946	8,864	82	8,658	8,580	78	289	284	4	5,201	3,565	1,636	3,343	3,247	8	96	95	1
財産区有林	444	437	144	292	143	141	2	141	140	2	2	2	0	90	61	29	60	59	0	1	1	0
私有林	70,331	67,911	35,149	32,761	32,905	32,604	301	32,493	32,208	285	412	396	16	21,383	16,970	4,413	15,897	15,729	30	168	167	1

単位 面積：ha、材積：千m³

区分	総数	立木										無			立木		
		天然					地					竹			林		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	伐採跡地
総数	50,101	3,163	46,938	3,455	2,847	608	925	296	629	45,720	20	45,700	115	3,118	1,230	1,888	-
県有林	7,640	1,343	6,297	1,305	1,216	90	208	120	89	6,126	8	6,119	-	-	-	-	-
市町村有林	2,144	20	2,124	20	20	0	87	0	87	2,037	0	2,037	0	388	70	318	-
財産区有林	266	8	258	8	8	0	10	0	10	249	0	249	-	-	-	-	-
私有林	12,658	595	12,063	921	486	434	264	95	169	11,473	14	11,459	0	416	124	292	-
財産区有林	1,858	230	1,628	259	190	69	57	34	22	1,542	5	1,536	-	-	-	-	-
私有林	294	3	291	1	1	0	4	2	2	288	0	288	0	7	1	6	-
財産区有林	30	1	29	0	0	0	1	1	0	29	0	29	-	-	-	-	-
私有林	35,006	2,545	32,460	2,514	2,340	174	569	199	370	31,922	6	31,916	114	2,306	1,034	1,272	-
財産区有林	5,486	1,104	4,381	1,038	1,018	20	141	85	56	4,307	2	4,305	-	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入しているため各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(5) 制限林の種類別面積

単位：ha

区分	保安林				砂防指定地	自然公園				自然環境保全地域				急傾斜地崩壊危険区域	その他	合計
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林		特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第二種特別地域	第一種特別地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第二種特別地域			
総数	12,393	2,599	70	(383)	(10)		(919)	(919)						(83)	(14)	(1,491)
釜石市	5,446	331	4	(119)	(7)		1,201	1,201						35	61	18,510
大槌町	81	169	7	(21)			139	139							46	7,198
大船渡市	2,285	1,188	6	(174)	(3)		(915)	(915)						(18)	7	(1,144)
陸前高田市	1,758	305	31	(33)			(4)	(4)						(22)	3	(77)
住田町	2,824	605	21	(35)	10									(15)	1	(50)
																3,600

注 () 内の数字は他の制限林と重複した面積で外数である。

(6) 樹種別材積表

単位：千m³

林種	針 葉 樹						広 葉 樹	
	ス ギ	ヒ ノ キ	ア カ マ ツ	カ ラ マ ツ	そ の 他 N	計	ク リ	コ ナ ラ
総 数	15,221	215	6,682	1,022	25	23,164	467	1,837
人工林	15,221	215	5,339	1,022	25	21,821	4	5
天然林	0	0	1,343	0	0	1,343	463	1,831
林種	広 葉 樹						計	合計
	ミ ズ ナ ラ	カ ン バ	ホ オ ノ キ	カ エ デ	サ ク ラ	そ の 他 L		
総 数	621	258	247	344	403	2,163	6,339	29,503
人工林	0	0	0	0	0	33	42	21,864
天然林	621	258	247	344	403	2,131	6,297	7,640

注1 広葉樹の材積は、昭和58年度広葉樹賦存状況調査の構成比率による。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
総数	—	—	—	—	—	—	—	
釜石市	—	—	—	—	—	—	—	
大槌町	—	—	—	—	—	—	—	
大船渡市	—	—	—	—	—	—	—	
陸前高田市	—	—	—	—	—	—	—	
住田町	—	—	—	—	—	—	—	

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種類		荒廃地	荒廃危険地	備考
総数		10.72	—	
市町村別内訳	釜石市	5.69	—	
	大槌町	1.77	—	
	大船渡市	0.67	—	
	陸前高田市	1.17	—	
	住田町	1.42	—	

(9) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	火災			気象害			病虫害			シカ害			その他獣害		
	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30
総数	0.20	416.29	0.10	—	—	—	1,494.06	1,312.03	1,234.55	0.99	1.51	1.15	3.98	7.96	4.99
市町村別内訳	釜石市	0.20	415.67	—	—	—	204.67	129.35	61.82	—	—	—	2.05	1.62	2.21
	大槌町	—	—	—	—	—	21.34	13.73	23.51	0.98	1.51	1.14	0.01	0.01	0.01
	大船渡市	—	0.62	0.02	—	—	732.67	550.28	319.08	—	—	0.01	0.34	0.58	0.80
	陸前高田市	—	—	0.08	—	—	311.38	454.67	648.14	0.01	—	—	1.43	2.20	0.38
	住田町	—	—	—	—	—	224.00	164.00	182.00	—	—	—	0.15	3.55	1.59

注1 森林整備課資料による。

2 火災、気象害については暦年、病虫害、シカ被害、その他獣害については年度

3 火災、気象害、シカ被害、その他獣害については被害実面積、病虫害については被害区域面積

(10) 防火線等の整備状況

単位 延長：m

種 類		防 火 帯 道	防 火 線	備 考
総 数		—	—	
市 町 村 別 内 訳	釜 石 市	—	—	
	大 槌 町	—	—	
	大 船 渡 市	—	—	
	陸前高田市	—	—	
	住 田 町	—	—	

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林業経営体数

単位 経営体数

区分	総数	保有山林なし	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上	備考
総数	383	8	76	111	147	41	
市町村別内訳	釜石市	86	1	9	17	40	19
	大槌町	27	-	2	9	16	-
	大船渡市	71	1	19	15	28	8
	陸前高田市	99	1	32	30	30	6
	住田町	100	5	14	40	33	8

- 注 1 2015年農林業センサスによる。
 2 保有山林とは、権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林をいう。
 3 林業経営体とは、下記のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
 ア 保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査実施年を計画期間に含む森林経営計画若しくは森林施業計画を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林若しくは伐採を実施した者。
 イ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して素材生産を行っている者。ただし、素材生産については、調査期日前1年に200m³以上の素材を生産した者に限る。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数：件、面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総数	62	38,240	20	31,225	42	7,015	
市町村別内訳	釜石市	18	8,765	2	4,840	16	3,924
	大槌町	6	2,050	2	1,271	4	779
	大船渡市	6	6,945	2	6,758	4	187
	陸前高田市	15	6,994	12	6,899	3	95
	住田町	17	13,486	2	11,457	15	2,029

- 注 1 市町村別の件数欄には、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載する。
 2 認定が複数の市町村に跨る場合、件数はそれぞれの市町村で1件としている。
 3 平成30年度末現在で認定されている森林経営計画である。
 4 面積総数は端数処理しているため、必ずしも一致しない。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
森林組合	総数	6,808	38	269,495	73,712		
	釜石市	釜石地方	1,645	9	99,035	22,760	
	大槌町						
	大船渡市	気仙地方	3,520	19	109,244	37,812	
	住田町						
	陸前高田市	陸前高田市	1,643	10	61,216	13,140	
生産森林組合	総数	1,430	10	204,442	2,316		
	釜石市	一の渡	19	6	3,800	449	
		松倉	62	-	5,200	99	
		尾崎白浜	71	4	14,800	236	
		洞泉	10	-	9,000	134	
		太田林	20	-	11,400	77	
		早栃	14	-	13,130	21	
		定内	-	-	-	-	情報なし
	大槌町	折合	13	-	-	38	
		浪板	102	-	-	20	
	大船渡市	坂本沢	27	-	1,400	53	
		鷹生	56	-	31,900	70	
		千歳	25	-	2,600	44	
		上富岡	27	-	7,695	27	
		下富岡	37	-	15,235	36	
		吉浜	303	-	3,684	61	
		蛸ノ浦清水	200	-	2,050	24	
		永浜	42	-	9,600	59	
	蛸ノ浦契约会	138	-	44,100	121		
	陸前高田市	梶内	32	-	8,160	72	
	住田町	竹ノ原	26	-	1,560	67	
		川口	28	-	2,900	95	
		船作山	96	-	9,450	409	
		新田山	46	-	3,146	41	
		安本山	36	-	3,632	63	

注 1 森林組合については、森林組合一斉調査資料による。(平成28年度実績)

2 組合員数については、正組合員と准組合員との合計数である。

イ 事業内容及び活動状況等

単位 金額：千円

組 合 名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業	養 苗	森 林 造 成 事 業	利 用 及 び 福 利 事 業	金 融 事 業	合 計
総 数	3,980	258,684	293,362	116	22,717	-	345,649	793,449	-	1,717,957
森 林 組 合 別										
石 地 方	1,396	109,848	88,978	-	16,517	-	146,997	289,613	-	653,349
気 仙 地 方	247	33,093	64,541	-	-	-	153,507	214,281	-	465,669
陸 前 高 田 市	2,337	115,743	139,843	116	6,200	-	45,145	289,555	-	598,939

注 森林組合一斉調査資料による。(平成28年度実績)

(4) 林業事業体等の現況

区 分	林 業 経 営 体	木 材 卸 売 (う ち 素 材 市 売 市 場)	木材・木製品製造業
総 数	21	1(1)	18
釜 石 市	4	-	-
大 槌 町	-	-	3
大 船 渡 市	5	-	4
陸 前 高 田 市	5	1(1)	5
住 田 町	7	-	6

注 林業経営体数は「2015年農林業センサス」林業経営体-組織形態別経営体数（法人化している経営体数より）、木材卸売業は素材市売市場を計上、木材・木製品製造業は平成30年岩手県工業統計調査報告書による。

(5) 林業労働力の概況

単位：人

事業体名	区分 年度	総数	就労日数区分別人数			年齢別人数			性別	
			60日未満	60～149日	150日以上	39歳以下	40～59歳	60歳以上	男	女
森林組合	平成27年	42	-	-	42	11	25	6	42	-
	平成28年	46	-	-	45	12	24	9	45	1
	平成29年	46	-	-	46	14	22	10	46	-
森林組合以外の 林業事業体	平成27年	144	-	30	107	28	64	52	131	13
	平成28年	142	-	19	107	27	47	56	130	12
	平成29年	118	-	14	97	30	40	48	116	2

注1 森林整備課資料による。

注2 未回答があるため、総数と内訳が合致しない場合がある。

(6) 林業機械化の概況

機械種名	摘要	単位	数量	備考
索道	重力式	セット	-	
索道	動力式	セット	-	
小型集材機	動力10ps未満	台	8	
大型集材機	動力10ps以上	台	9	
モノケーブル		台	-	
リモコンウィンチ		台	5	
自走式搬器		台	2	
小型運材車	動力20ps未満	台	12	
小型運材車	動力20ps以上	台	22	
ホイールトラクタ		台	14	
クローラトラクタ		台	5	
育林用トラクタ		台	1	
フォークリフト		台	6	
フォークローダ		台	3	
クレーン	クレーン	台	-	
クレーン	クレーン付トラック	台	27	
グラップルローダ		台	57	
グラップル付トラック		台	14	
トラクタショベル		台	1	
ショベル系掘削機械		台	33	
チェーンソー		台	291	
チェーンソーリモコン装置		台	12	
刈払機		台	220	
植穴掘機		台	1	
動力枝打機	自動木登り式	台	3	
動力枝打機	上記以外	台	11	
苗畑用トラクタ		台	-	
樹木粉碎機		台	-	
フェラバンチャ		台	1	
スキッダ		台	-	
プロセッサ		台	16	
ハーベスタ		台	10	
フォワーダ		台	11	
タワーヤーダ		台	3	
スイングヤーダ		台	2	
その他高性能林業機械		台	10	フォーク収納型グラップルバケット等
グラップルソー		台	-	

注 森林整備課資料による。(平成30年3月31日現在)

(7) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：路線 延長：m

区 分	平成 28 年 度		平成 29 年 度		平成 30 年 度		備 考
	路線数	延 長	路線数	延 長	路線数	延 長	
総 数	13	19,980	10	11,294	29	23,162	
森 林 整 備 事 業	-	-	-	-	-	-	
水 源 林 造 成 事 業	1	380	1	840	-	-	
治 山 事 業	-	-	-	-	-	-	
県 有 林	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	12	19,600	9	10,454	29	23,162	

注 森林整備課資料による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	755	650	1,405	496	246	742	66	38	53
針 葉 樹	649	650	1,299	491	246	737	76	38	57
広 葉 樹	106	-	106	5	-	5	5	-	5

注1 単位未滿を四捨五入しているため、各値と総数は一致しないことがある。

注2 主伐の実行量は平成27年次～平成29年次の実績に平成30年次～令和元年次の見込量を加えたものである。

注3 間伐の実行量は平成27年度～平成30年度の実績に令和元年度の見込量を加えたものである。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計	実	実	計	実	実	計	実	実
画	行	行	画	行	行	画	行	行
		歩			歩			歩
		合			合			合
2,390	2,678	112	1,240	379	31	1,150	2,299	200

注 実行量は平成27年度～平成30年度の実績に令和元年度の見込量を加えたものである。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実 行 割 合
11,550	3,316	29

注 間伐の実行量は平成27年度～平成30年度の実績に令和元年度の見込量を加えたものである。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m、実行歩合：%

開 設 延 長			拡 張 延 長		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
71,170	8,948	13	15,900	4,670	29

注 実行量は平成27年度～平成30年度の実績に令和元年度の見込量を加えたものである。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除 実 績
	計 画	実 行	実行歩合	
総 数	746	529	71	22
水源かん養	426	489	115	0
災害防備	320	40	13	17
保健風致等	-	-	-	5

注 実行量は平成27年度～平成30年度の実績に令和元年度の見込量を加えたものである。

イ 保安施設地区の面積
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治 山 事 業 施 行 地 区 数		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
総 数	17	3	18
保安林整備	5	-	-
山地治山	12	3	25
水源地域整備	-	-	-
地すべり防止	-	-	-

注 実行量は平成27年度～平成30年度の実績に令和元年度の見込量を加えたものである。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
2	0	8	-	189	199

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	官行造林の 返 地	そ の 他	合 計
1	0	715	1	717

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千m³、面積：ha、延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	2,217	4,076	3,851	3,558	3,263	2,994	2,770	2,525
		針葉樹	1,034	3,080	3,030	2,888	2,713	2,533	2,370	2,158
		広葉樹	1,183	996	821	670	550	461	400	367
	主 伐	総 数	2,105	4,009	3,814	3,534	3,205	2,857	2,533	2,199
		針葉樹	922	3,013	2,993	2,864	2,655	2,396	2,133	1,832
		広葉樹	1,183	996	821	670	550	461	400	367
	間 伐	総 数	112	67	37	24	58	137	237	326
		針葉樹	112	67	37	24	58	137	237	326
		広葉樹								
造 林 面 積	総 数	265	7,122	11,402	11,450	10,383	9,072	7,939	7,032	
	人 工 造 林	264	1,815	3,746	5,271	4,991	4,628	4,164	3,679	
	天 然 更 新	1	5,307	7,656	6,179	5,392	4,444	3,775	3,353	
林 道 開 設 延 長		45	67							

注 地域森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

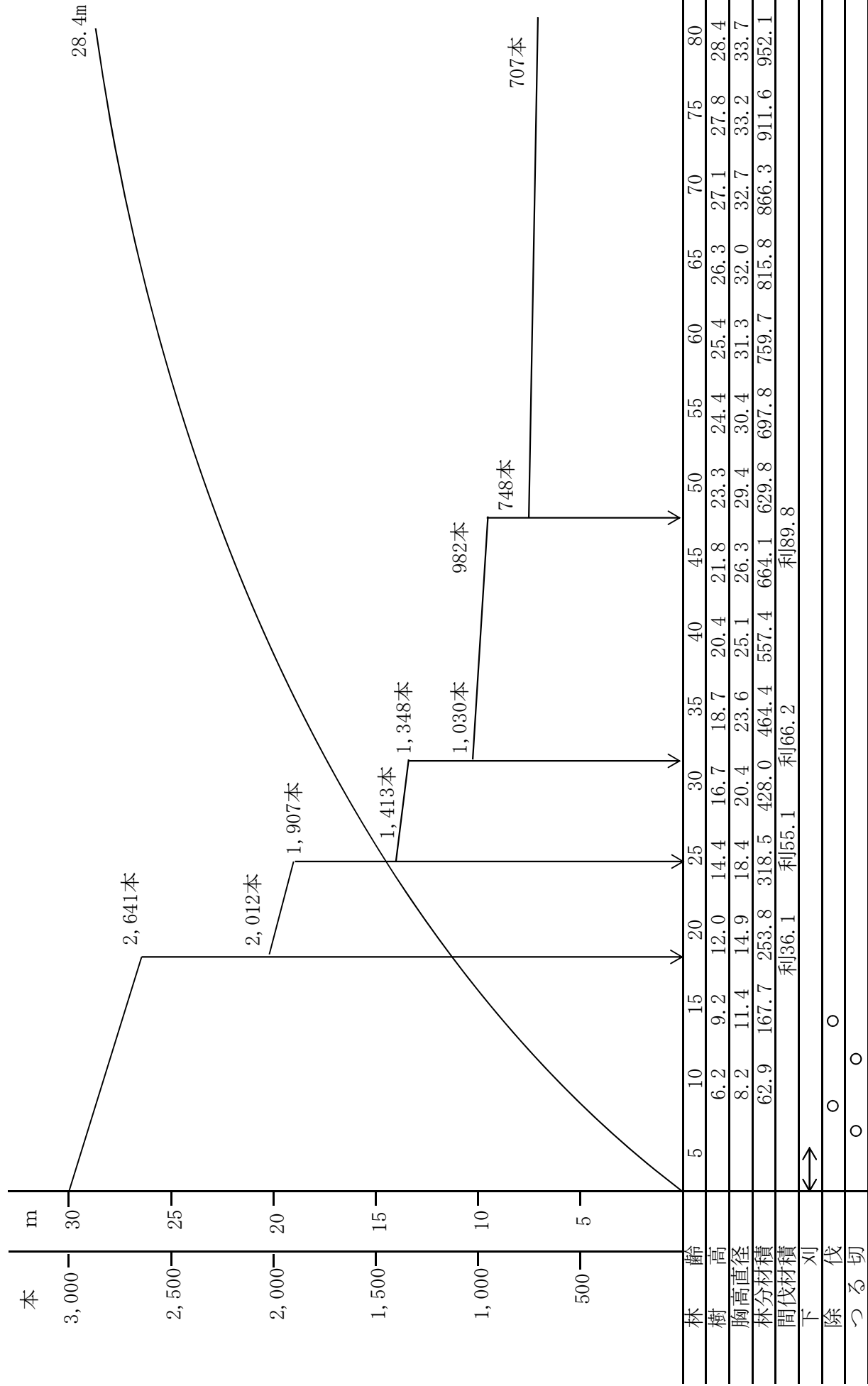
(2) 分期別期首資源表

区	分	面											積																								
		總數	伐採跡地	小計	1.2齡級			3.4齡級			5.6齡級			7.8齡級			9.10齡級			11.12齡級			13.14齡級			15.16齡級			17.18齡級			19.20齡級			21齡級以上		
					總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積	總數	面積	材積
第I分期	總數	102,938	3,232	99,705	2,944	3,334	6,160	9,495	15,873	25,830	22,299	7,407	3,961	1,869	3,961	29,503																					
	人工林	50,573	969	49,604	624	839	3,178	7,205	11,580	15,349	8,430	1,141	641	400	641	21,864																					
	育成單層林	49,727	961	48,766	620	809	3,090	7,135	11,415	15,163	8,197	1,122	615	391	615	21,554																					
	育成複層林	846	8	839	4	30	87	69	165	186	233	20	26	9	26	310																					
	總數	52,365	2,264	50,101	2,320	2,495	2,983	2,290	4,293	10,481	13,869	6,266	3,320	1,469	3,320	7,639																					
	天然林	3,498	43	3,455	-	3	35	121	174	923	964	499	384	238	384	1,305																					
	育成單層林	934	9	925	-	-	12	31	100	204	358	127	65	24	65	208																					
	育成複層林	47,932	2,212	45,720	2,320	2,493	2,936	2,138	4,018	9,354	12,547	5,639	2,872	1,207	2,872	6,126																					
	天然生林	102,938	6,634	94,587	19,890	2,903	3,183	5,542	8,334	12,805	19,167	14,783	4,189	2,198	4,189	27,766																					
	總數	51,725	3,417	48,308	5,862	621	831	3,049	6,607	9,923	12,762	6,739	879	479	879	22,032																					
第III分期	人工林	50,239	3,417	46,822	5,211	618	802	2,962	6,537	9,763	12,575	6,506	859	452	859	21,647																					
	育成單層林	1,486	-	1,486	651	3	29	87	70	160	187	233	20	27	233	385																					
	育成複層林	51,213	3,217	46,279	14,028	2,282	2,352	2,493	1,727	2,882	6,405	8,044	3,310	1,719	3,310	5,734																					
	總數	3,452	296	3,156	942	-	2	34	112	142	671	578	269	208	269	781																					
	天然林	2,332	-	2,332	1,413	-	-	11	30	100	203	357	126	64	126	210																					
	育成單層林	45,429	4,638	40,791	11,673	2,282	2,350	2,448	1,585	2,640	5,531	7,109	2,915	1,447	2,915	4,743																					
	育成複層林	102,938	5,793	95,472	23,222	19,621	2,694	2,779	4,540	6,526	9,216	12,768	8,906	2,317	8,906	23,562																					
	總數	52,288	3,679	48,609	10,826	5,838	616	788	2,680	5,332	7,449	8,998	4,598	580	4,598	18,960																					
	人工林	50,444	3,679	46,765	10,468	5,187	613	759	2,593	5,262	7,289	8,811	4,365	560	4,365	18,453																					
	育成單層林	1,844	-	1,844	358	651	3	29	87	70	160	187	233	20	233	507																					
第V分期	總數	50,649	2,114	46,863	12,396	13,783	2,078	1,991	1,860	1,194	1,767	3,770	4,308	1,737	4,308	4,602																					
	天然林	3,390	249	3,141	788	922	-	2	34	104	120	448	284	145	284	643																					
	育成單層林	3,055	-	3,055	723	1,413	-	-	11	30	100	203	357	126	357	301																					
	天然生林	44,204	3,538	40,667	10,885	11,448	2,078	1,989	1,815	1,060	1,547	3,119	3,667	1,466	3,667	3,658																					
	總數	102,938	4,909	96,445	18,065	22,951	18,677	2,267	2,193	3,406	4,709	6,248	8,079	5,534	8,079	22,037																					
	人工林	52,401	3,363	49,038	9,207	10,777	5,801	584	695	2,148	3,946	5,210	6,149	3,174	6,149	17,488																					
	育成單層林	50,557	3,363	47,194	9,207	10,419	5,150	581	666	2,061	3,876	5,050	5,962	2,941	5,962	16,841																					
	育成複層林	1,844	-	1,844	-	358	651	3	29	87	70	160	187	233	187	647																					
	總數	50,537	1,546	47,407	8,858	12,174	12,876	1,683	1,498	1,258	763	1,038	1,930	2,360	1,930	4,549																					
	天然林	3,378	241	3,137	677	771	835	-	2	34	98	73	124	150	124	645																					
第VII分期	總數	3,055	-	3,055	-	723	1,413	-	-	11	30	100	203	357	218	417																					
	天然生林	44,104	2,889	41,215	8,181	10,680	10,628	1,683	1,496	1,213	635	865	1,603	1,853	2,378	3,487																					
	總數	102,938	4,159	97,100	14,350	17,858	22,003	16,540	1,722	1,572	2,346	3,164	4,088	5,301	8,156	22,378																					
	人工林	52,262	2,791	49,471	7,180	9,167	10,695	5,582	512	558	1,579	2,697	3,531	4,226	3,744	17,525																					
	育成單層林	50,418	2,791	47,627	7,180	9,167	10,337	4,931	509	529	1,492	2,627	3,371	4,039	3,445	16,772																					
	育成複層林	1,844	-	1,844	-	-	358	651	3	29	87	70	160	187	299	753																					
	總數	50,676	1,368	47,629	7,170	8,691	11,308	10,958	1,210	1,014	767	467	557	1,075	4,412	4,853																					
	天然林	3,406	192	3,214	525	667	699	684	-	2	34	75	13	62	453	699																					
	育成單層林	3,055	-	3,055	-	-	723	1,413	-	-	11	30	100	203	357	507																					
	天然生林	44,215	2,856	41,360	6,645	8,024	9,886	8,861	1,210	1,012	722	362	444	810	3,384	3,647																					

注 單位未滿を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

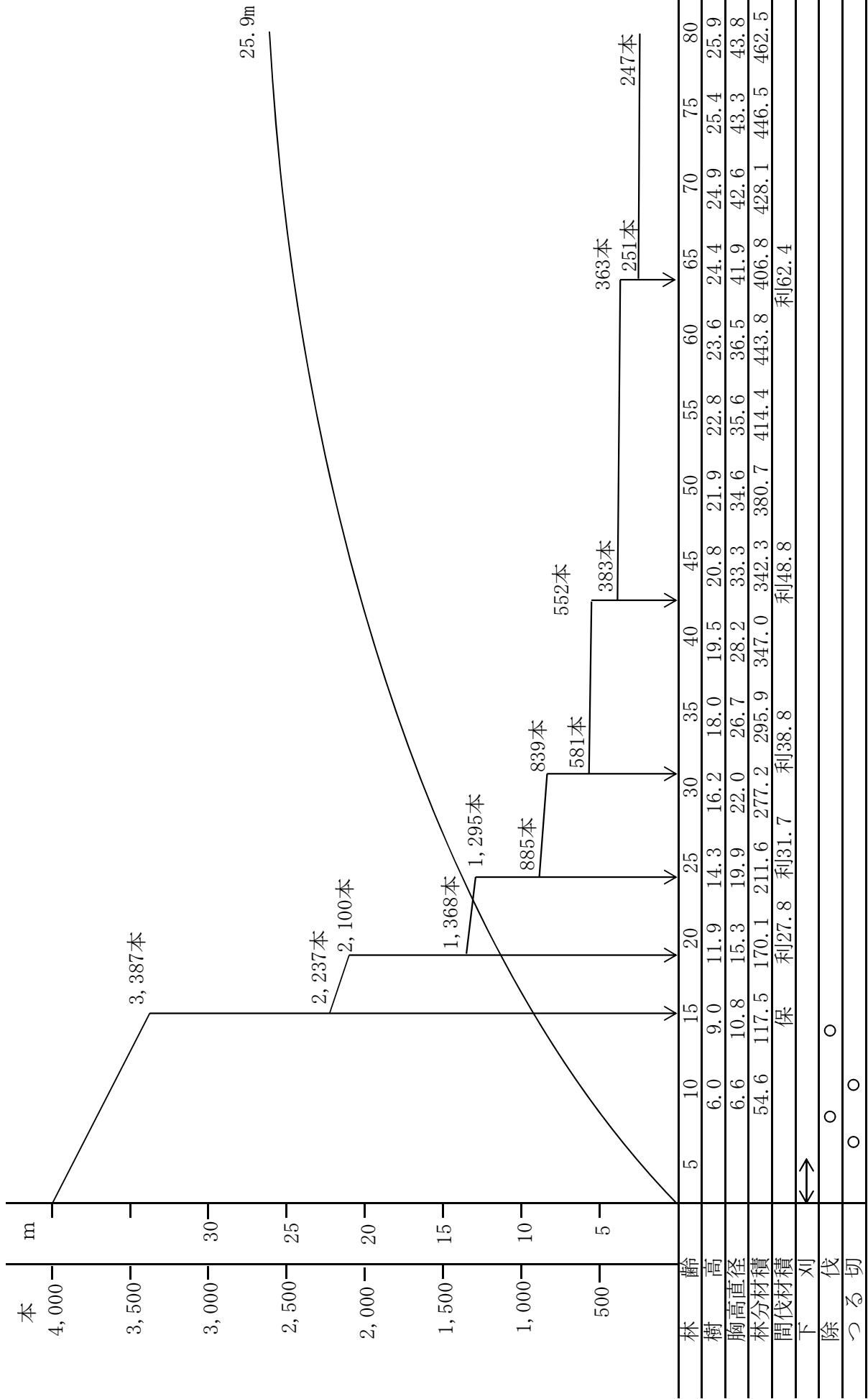
[森林施業の指針 2]

スギ一般材施業の指針(地位中)



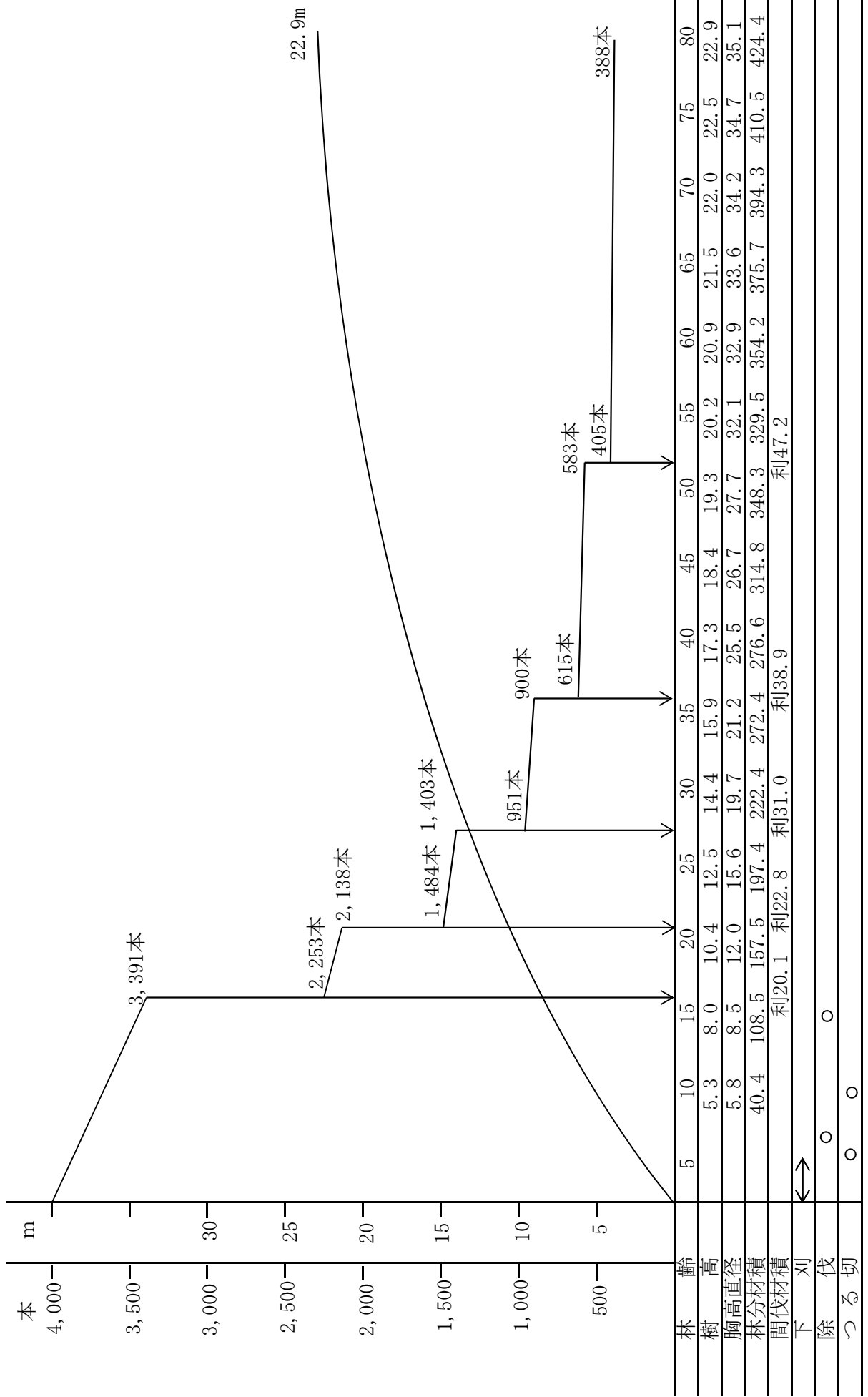
[森林施業の指針3]

アカマツ一般材施業の指針(地位上)



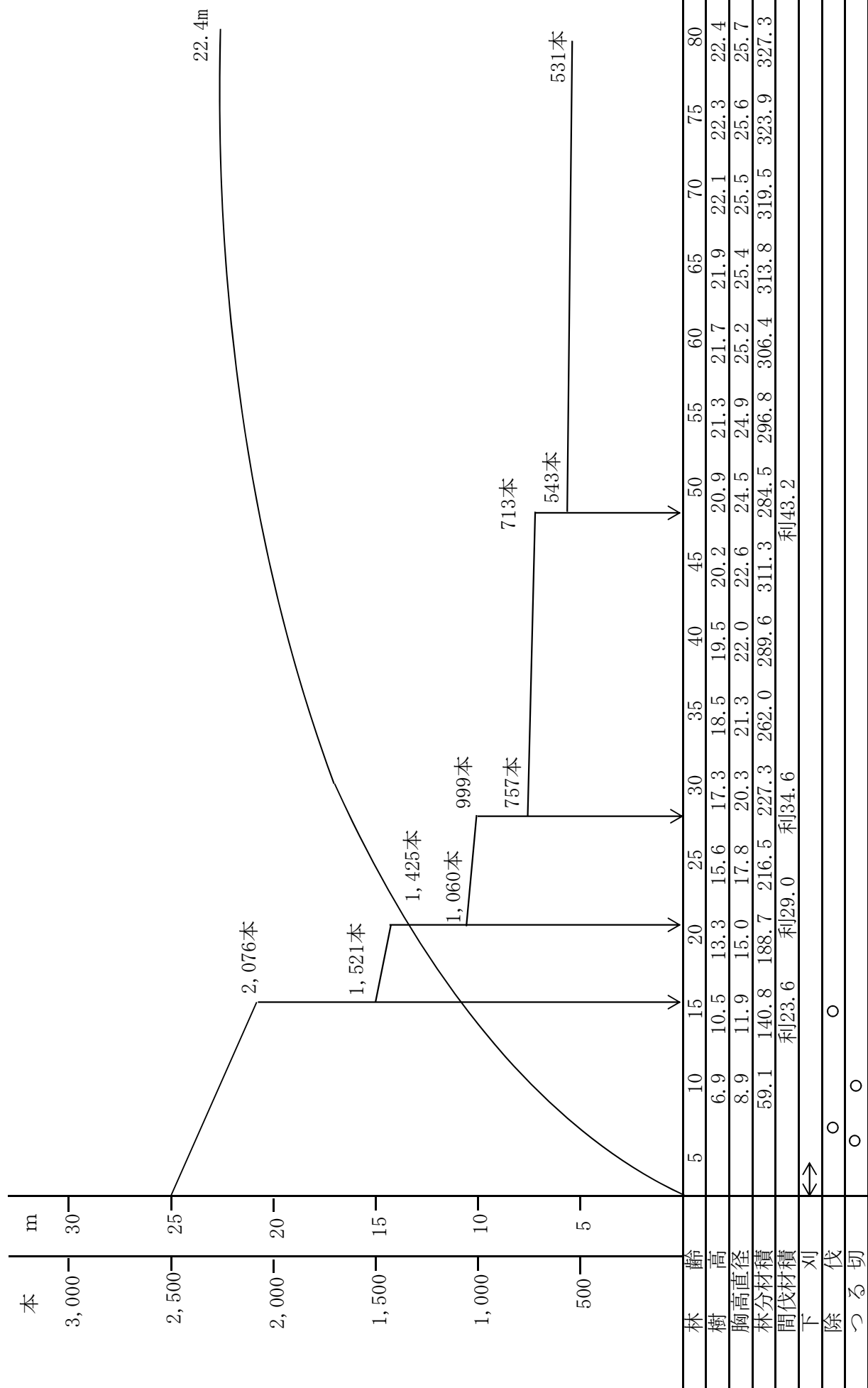
[森林施業の指針4]

アカマツ一般材施業の指針(地位中)



[森林施業の指針6]

カラマツ一般材施業の指針(地位中)



市町村森林整備計画における「路網整備等推進区域」の設定について

1 はじめに

市町村森林整備計画は、市町村が森林法に基づき策定する計画であり、地域の森林のマスタープランとして、森林・林業施策の方向や森林所有者等が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法を定めることとなっています。

国では、平成 23 年度に森林法を一部改正し、市町村森林整備計画の策定について大幅な見直しを行いました。今回の見直しにおいては、新たなゾーニングの導入、路網整備の計画作成、図示化などが大きな改正点となっています。

路網整備を促進するため、路網整備水準の記載や「路網整備等推進区域」の設定などが計画事項に加わりましたが、この「路網整備等推進区域」は、森林経営計画を策定し集約化施業を推進する地域などを区域設定して、林内路網を具体的にプランニングするものがあります。

本県の人工林資源は本格的な利用期を迎えようとしており、林内路網の整備は喫緊の課題であります。県としては、法改正を契機として、効率的・継続的な森林経営を促進するため、森林のゾーニングを踏まえ、対象地域を絞って林内路網を順次、集中的に整備する必要があると考えており、この考えに沿ったものが市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」であります。

今後、市町村森林整備計画の策定に当たって、「路網整備等推進区域」の設定を積極的に検討いただくため、設定の考え方を以下のとおり取りまとめたものです。

2 路網整備等推進区域の設定

市町村森林整備計画の「路網整備等推進区域」は、計画期間内に路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域であります。

したがって、森林のゾーニングにおいては木材生産機能維持増進森林を中心に設定することとなりますが、他のゾーニングにあっても路網整備や間伐等の森林施業を推進する箇所については、「路網整備等推進区域」として設定する必要があります。

また、既に十分な路網が整備されている区域など、計画期間内に路網を整備する予定がない場合であっても、森林経営計画を策定し施業集約化による森林施業を推進する箇所については、地域の路網整備の状況を把握する観点から区域を設定する必要があります。

これらのことから、次の箇所については、「路網整備等推進区域」として設定を検討願います。

- (1) 木材生産機能が高い森林（木材機能維持増進森林のゾーニング区域）
- (2) 森林経営計画が立てられている、又は予定がある森林
- (3) 林道・林業専用道等が整備されている、又は計画（開設・改良）予定の森林
- (4) 特定間伐等促進計画が立てられている、又は予定がある森林

3 路網整備等推進区域の設定範囲

「路網整備等推進区域」の設定範囲は、森林経営計画（属地）の対象区域を基本に設定します。

- (1) 既に森林経営計画（属地）が認定されている場合、又は策定を予定している場合は、当該森林経営計画の区域を基本とします。
- (2) 複数の認定森林経営計画（属地）が隣接している場合、又は隣接して新規の森林経営計画（属地）を策定する場合などでは、隣接する複数の森林経営計画を1つの「路網整備等推進区域」とすることができるものとします。

ただし、むやみに大きな区域を設定しないよう注意願います。

- (3) 既に森林経営計画（属人）が認定されている場合、又は策定を予定している場合は、連担する森林の範囲とし、沢や尾根など地形の明確な変化点により区切った、おおむね1林班以上の区域とします。

なお、この区域に他の所有者の森林が存在する場合は、一体として森林整備する必要があるかを検討のうえ、「路網整備等推進区域」に組み入れることとします。

- (4) 既に林道・林業専用道が整備されている、又は整備予定の区域にあつては、沢や尾根など地形の明確な変化点により区切った当該路網の利用区域とします。
- (5) 特定間伐等促進計画の立てられている、又は計画を予定している場合は、県が定めた「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」の2「特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準」により区域を設定します。

なお、同基準の④で「特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。」とありますが、むやみに大きな区域を設定しないよう注意願います。

4 林内路網のプランニング

「路網整備等推進区域」においては、区域内的の林道、林業専用道、森林作業道について、既設及び整備予定の全ての路線の一覧を下記のとおり作成することとします。

- (1) 一覧表には、区域の名称、対象林班、区域面積、路網延長、路網密度、対図番号を記載すること。
- (2) 路網延長は既設路網のほか、林道・林業専用道にあつては市町村森林整備計画の基幹路網の整備計画（前後期10年間）を基に作成し、森林作業道は森林経営計画等の資料を基に作成すること。
- (3) 路網密度は、別途市町村森林整備計画で定める路網整備水準を目指すこと
- (4) 目標とする路網密度に概ね達している区域については、計画期間内に路網を整備する予定がない区域であっても、路網整備の状況を把握する観点から作成すること。
- (5) 設定した「路網整備等推進区域」は、地域の路網整備の達成状況を把握するため、引き続き市町村森林整備計画書へ掲載すること。
- (6) 森林経営計画や路網計画に変更が生じた場合は、市町村森林整備計画樹立、又は変更時に内容を修正すること。

(7) 一覧表と併せて「路網整備等推進区域」の概要図を作成すること。

なお、路網整備等推進区域の概要図は、公益的機能別施業森林等の概要図と併用して差し支えありません。

路網整備等推進区域一覧の記載例

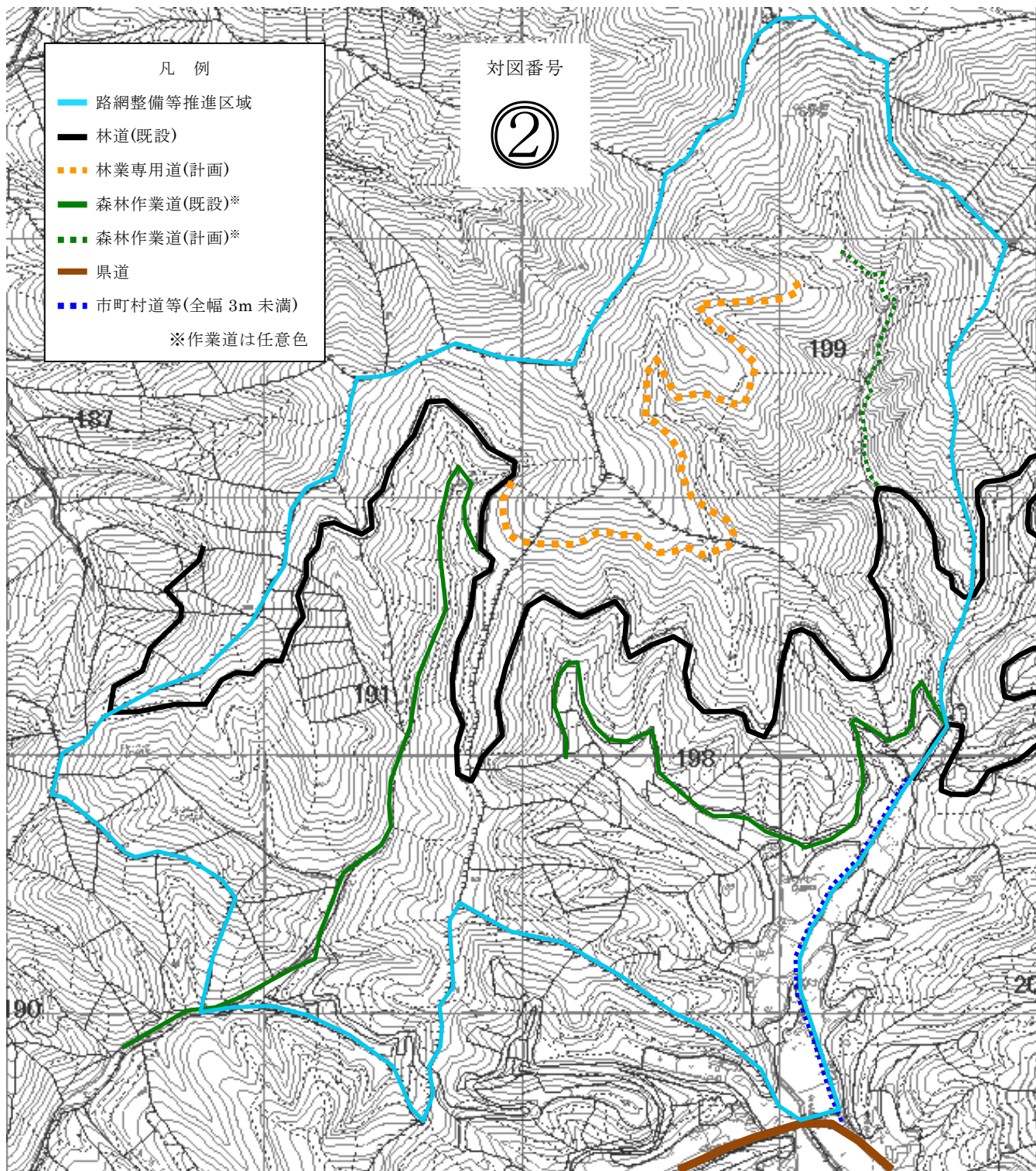
路網整備等推進区域		区域面積 (ha)	路網延長(m)				路網密度 (m/ha)	対図 番号
区域名	林班		計	林道	林業専用道	森林作業道		
内丸	101	30.00	0	0		0	0	①
			3,200	1,000		2,200	107	
赤崎	191, 198, 199	190.11	6,800	4,000	0	2,800	36	②
			11,100	4,000	2,500	4,600	58	
下の橋	20~23	60.00	5,500	2,000		3,500	92	③
			5,500	2,000		3,500	92	

注1 路網延長及び路網密度は、上段に整備前、下段に整備後の数値を記載する。

2 路網延長は、図上測定で差し支えない。

3 市町村森林整備計画のⅡ-第7-2「路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項」に作成し、区域が多い場合は別表として差し支えない。

路網整備等推進区域 概要図の記載例



「市町村森林整備計画制度等の運用について」等の一部改正について（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 320 号林野庁長官通知）に基づき作成すること。

(参考) 用語の解説

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載個所
いよく のうりよく りんぎょう 意欲と能力のある林業 経営体	森林経営管理法第36条第2項に基づき、県が登録・公表する林業経営体。経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、経営管理を確実にを行うための経理的な基礎を有すると認められる者。	P35～37
いわた もくしつ 木質バイオマス エネルギー利用展開指 針(第2期)	「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる推進方策等に対応した木質バイオマスエネルギー利用促進の指針を示すものとして、2019年度～2022年度を期間として策定した計画。	P37
いわて りんぎょう いわて林業アカデミー	林業への就業希望者等を対象に、林業に関する知識及び技術を体系的に取得することを目的に岩手県が平成29年4月から開講した研修。将来的に林業事業体の経営の中核となり得る現場技術者を養成している。	P35
えだう 枝打ち	一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、複層林における下層木や、裸地化した土壌表面での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、公益的機能を確保する観点からも行われる。	P28
かいはつ 皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること。	P8, 9, 19～24, 31, 38, 49, 57, 68, 69
かきおこし かき起こし	更新補助作業の一つ。天然下種からの芽生えの発生と根付きを促進するため、地表面を熊手などで掻き起こし、土壌を露出させること。	P25
かいがんぼうさいりん 海岸防災林	潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有しており、農地や居住地を災害から守るなど地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている森林。	P4
かせんしゅうざい 架線集材	主に空中に張ったワイヤーロープに取り付けた搬器を、集材機械によって移動させて集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。	P38, 40
かそうぼく 下層木	樹冠が2段以上の層状構造をなしている森林で、上層の木に対して下層の木。	P23
かんけいしゃち 緩傾斜地	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜15度未満としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度未満とされている。	P33, 36
かつちやく 活着	植栽した苗・移植をした挿し木・接ぎ木をした植物が、根付くこと。	P24

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
かんぼつ 間伐	森林の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。	P5, 7～10, 16～18, 20, 22, 27, 28, 32, 37, 43, 47, 48, 51, 52, 57, 67, 68
かんふうがい 寒風害	土壌の凍結により給水困難な状態となり、また寒風のため枝葉から水分が失われて、脱水による乾燥枯死をもたらす被害。	P20
きかんろもう 基幹路網	林道及び林業専用道を示す。	P3, 33, 34
きょうどじゆしゆ 郷土樹種	それぞれの地方や立地環境によく適応し、自然状態で分布している樹種、及び歴史的に長期間にわたり植栽されてきた樹種。	P31
きりど 切土	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、または切り崩す作業により切り取った土砂及びその行為。	P34, 40, 41
きゆうけいしやち 急傾斜地	計画書では、全国森林計画の路網整備の水準から、傾斜30度以上としている。 なお、高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度以上とされている。	P1, 30, 33, 36, 66, 67, 69
きんぼつ 禁伐	樹木の伐採を禁止すること。	P69
ぐんじょうたくぼつさぎょう 群状択伐作業	単木択伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、森林内の一部をパッチ状に小区画伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P21
げんせいてき 原生的	人の手がほとんど又は全く加わっておらず、自然のあるがままの状態。	P15, 18
こうえきてききのう 公益的機能	一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材等の生産機能を除いた機能をさす。	P5, 7～10, 22～24, 29, 31
こうせいのもりぎようきかい 高性能林業機械	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、二工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。	P7, 27, 32, 34, 35, 36
ごうはん 合板	丸太の円周方向に薄板を切り出し、繊維方向を直交させ奇数枚数を接着剤で貼り合わせた板。	P4, 38
こうようじゆ 広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、ケヤキ、ブナ、ナラ、ツバキなど扁平な葉をもった樹木をいう。 針葉樹に対する語。	P2, 3, 7, 9, 17, 21～23, 26, 31, 46, 47, 51

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載個所
こ だん 小段	大きな法面の中段に設ける巾0.5～1 mの踏み段。法面の安定を高め、法面を流下する水の流速を減じて浸食を防ぐ効果がある。	P41
こんこうりん 混交林	性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育する森林。単純林の対語。	P7, 9, 23, 47
コンテナ ^{なえ} 苗	容器の内側にリブ（縦筋状の突起）や細長いスリット（縦長の隙間）を設けるなどにより、水平方向の根巻きを防止するとともに、底面を開けることで垂直方向に空気根切りができる容器によって育成した、根鉢付きの苗木。根が培地に張り巡らされ、根鉢が容易に崩れない状態が保たれ、根が垂直方向に発達して根巻きしないのが特徴。	P24
ざいせき 材積	立木または造材された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。立木では枝条を含むときと樹幹だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。	P5, 9, 20, 24, 27, 51, 67, 68
さとやま 里山	集落や農地の周辺にあって、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。	P17
しちようそんしんりんせいびけいかく 市町村森林整備計画	森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。	P9, 20, 22～24, 26～29, 34, 48
しゅうせいざい 集成材	挽き板又は小角材を、その繊維方向を平行にして、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した材料。節、目切れなどの欠点を除去・分散させることで、製材よりも強度の変動が小さい。	P3, 37
じゅかしよくさい 樹下植栽	複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。	P48
じゅかん 樹冠	樹木の葉と枝の集まり（枝と葉の層）をいう。	P8, 19, 24, 50, 67～69
じゅこうぼつ 受光伐	複層林などを造成するために、下層木が成長できるように陽光を調整するために行う伐採。	P48
しゅぼつ 主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の育成、すなわち更新を伴う伐採である。	P5, 9, 18, 20, 21, 26, 31, 32, 51, 68
じょうそうぼく 上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木。	P27
しよくせい 植生	ある区域に集まって生育している植物の全体をいう。自然植生、現存植生などと使う。	P8, 14, 16, 20, 24, 25, 31, 33, 42, 46
じよぼつ 除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。	P28, 48

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
じんこうぞうりん 人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。	P5, 10, 20, 23, 24, 26, 51, 52
しんようじゅ 針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、スギ、ヒノキ、マツ類、モミなど細くとがった葉をもった樹木をいう。広葉樹に対する語。	P2, 3, 9, 10, 22, 24, 26, 51
しんりん 森林	森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。	P2～5, 7～24, 26～50, 55～70
しんりんけいえいかんりせいど 森林経営管理制度	「森林経営管理法」に基づき、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつないでいくシステム。平成31年4月1日から開始。	P35
しんりんけいえいけいかく 森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、単独又は共同により森林の経営を行う一体的な森林について、計画的な施業及び保護のために自発的にたてる5年間の計画。	P8, 33, 34, 36, 70
しんりんきぎょうどう 森林作業道	除間伐等の森林整備や木材の集材・搬出のために、主として森林施業用の林業機械の走行を想定する簡易な構造の作業道のこと。	P8, 33, 34, 36
しんりん (の) せぎょう 森林 (の) 施業	目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。	P8～10, 16, 18, 20, 29, 31～36, 48, 49, 59, 70
しんりん (森林の) きのう (の) ぶん (森林の) 機能 (の) 区分	森林を、その森林の地形、地質、土壌その他の立地条件、林況等に関する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の7つの機能に区分したもの。	P14～18, 29
しんりん ゆう ためんてき 森林の有する多面的機能	森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。	P16, 19, 20
しんりんほけんしせつ 森林保健施設	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。	P49
しんりん りんぎょうきほんけいかく 森林・林業基本計画	森林・林業基本法の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき策定した計画。森林及び林業施策の基本方針、森林のもつ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策を明記。	P7

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
スイングヤード	主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。	P36
筋地拵え	植栽する列だけ刈り払い、残りはそのまま放置するとともに、植付けの際に障害となるものを取り除く作業。刈り払ったものなどは残った列の上、あるいは列に沿わせて置く。	P24
捨土	切土を現場内利用した余りの土砂。	P34, 41
制限林	保安林及び森林法施行規則第7条の2で定められている立木の伐採に制限がある森林をいう。 保安林、砂防指定地、鳥獣保護法の特別保護地区、自然公園法の特別地域内の森林等がある。	P37, 38, 60, 67
静砂垣	砂の移動防止と植栽木への防風を目的として、植栽地全面に設ける垣をいう。使用材料により、竹ス、ヨシズ、粗朶などがある。	P41
生態系	ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。	P15, 18, 29~32, 44
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。	P7, 15, 16, 18, 21
全国森林計画	森林法第4条の規定に基づき「森林・林業基本計画」に即して、農林水産大臣が閣議決定を経て、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項等について、5年ごとにたてる15年間の計画。	P7, 9, 10
全面地拵え	植付け予定地の雑草木やササ及び散乱している幹や枝など、植付けの際に障害となるものを植栽予定地の全面にわたって取り除く作業。	P24
造林	林地に森林を仕立てること。造林の方法には人工造林と天然更新がある。	P2, 5, 9, 10, 11, 18, 20, 23, 24, 26, 43, 44, 48, 51
粗腐植	落葉や落ちた枝が一部分解した表面層で、一般的にきのこや菌類で満たされている。	P25
带状択伐作業	単木択伐の非効率性を補うとともに、皆伐による裸地化の弊害を避けるため、立木を樹高幅ほどで带状に伐採し、その跡地は植栽若しくはぼう芽又は天然下種による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P21

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
たくぼつ 択伐	主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採（抜き切り）すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。	P8, 9, 20～22, 24, 31, 38, 57, 67～69
タワーヤーダ	簡便に架線集材できる、元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機。	P34, 36
たんそうりん 単層林	単一の林冠層で構成されている森林の総称。	P8, 18, 19, 23, 33, 48
たん・ちゅうぼうつきぎょう 短・中伐期作業	薪炭用材、しいたけ原木等の生産を目的になら類を対象として、短期間（25年～35年）で一斉にある程度まとまった面積を伐採し、ぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）、又は中径材の生産を目的にすぎ、あかまつ、からまつなどを対象として、おおむね標準伐期齢前後で一斉にまとまった面積を伐採し、その跡地を人工植栽する施業体系（作業種）。	P21
たんぼくたくぼつ 単木択伐	立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の択伐。	P21, 69
たんぼくたくぼつきぎょう 単木択伐作業	択伐作業の1種で、更新のために伐区から一定量を単木的に均等に抜き切りする方法。	P21
ちいきしんりんけいかく 地域森林計画	森林法第5条第1項の規定に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるもの。	P13
ちくせき 蓄積	森林の現存量、材積をいう。単位はm ³ （立方メートル）	P2, 3, 19
じごしら 地拵え	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。	P11, 24
ちさんしせつ 治山施設	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業（森林法）及び地すべりを防止するために地すべり防止工事（地すべり等防止法）により設置された施設。	P14, 43
ちしつ 地質	地殻を構成する物質。その種類、性質または状態をさすことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌も含まれる。	P1, 16, 31, 33, 41
ちやうぼうつきぎょう きぎょう 長伐期施業（作業）	主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の1つ。	P7, 21, 31
つぼじごしらえ 坪地拵え	苗木を植え付ける所の周辺だけ円形あるいは方形に刈り払い、植付けの際の障害となるものを取り除く作業。	P24

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
てきちてきぼく 適地適木	森林を仕立てる際、土壌、気象、地形、地質などその土地の立地に合った樹種を検討し、判断すること。	P23, 26
てんねんかしゅこうしん 天然下種更新	林地内に残した木（母樹）またはその側方の木より自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法。	P20, 25, 26
てんねんこうしん 天然更新	人のかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。 種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。	P5, 10, 24～26, 51, 52
てんねんりん 天然林	天然の状態であって、造林・保育についてはほとんど人の手が加わっていない森林。	P20, 34
とくていかんぼつとうおよ とくていぼ 特定間伐等及び特定母 樹の増殖の実施の促進 に関する基本方針	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の規定により、平成25年度から平成32年度までを対象期間として実施される間伐等の実施の促進に関し、岩手県が定めた基本的な方針。	P5
どじょう 土壌	地殻表面などの母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したもの。水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示す。	P1, 8, 14～16, 24, 29, 31, 38, 68
のりめん 法面	勾配のある面。斜面。森林土木における切土、盛土の傾斜面。	P34, 41, 42
ぼつき 伐期	林木の伐採・収穫の時期。	P5, 20, 31, 69
ぼく 伐区	もともと伐採（主伐）が行われる区域をさすが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。	P20, 21, 31
ぼくさいしゅ 伐採種	主伐における伐採方法をいう。皆伐、択伐等に分けられる。	P68, 69
ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切り、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の高性能林業機械。	P36
ひょうじゅんぼつきれい 標準伐期齢	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。 保安林の指定施業要件の基準に用いられている。	P22, 31, 46, 50, 68
りゅうりょう 流量	単位時間当たりに流出する水の量。	P41
フォワーダ	林地内の丸太を林道端等まで積載・集材する車両機械。	P34, 36

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
ふくそうりん 複層林	林冠構成が複数状態をしている森林の総称。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。	P8, 19, 23, 48
ふくそうりんせぎょう 複層林施業	森林を構成する林木の一部を伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、複数の林冠を構成する森林を造成する施業。	P31
ふざいそんしんりんしよゆうしゃ 不在村森林所有者	所有する森林とは別の市町村に居住する個人、所有する森林とは別の市町村に主たる事務所のある法人等。	P35
プロセッサ	全木（枝付き）の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う高性能林業機械。	P36
へいきんせいちようりょう 平均成長量	その年までに成長した量を総成長量というが、これを年数で割ったもの。	P22, 30
ほあんしせつじぎょう 保安施設事業	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の目的を達成するために実施される森林の造成事業、又は森林の造成若しくは維持に必要な事業。	P7
ほあんしせつちく 保安施設地区	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定により指定した森林。この地区は、事業完了後一定期間経過後は保安林と見なされる。	P13, 30～32, 43, 57, 68
ほあんりん 保安林	水源のかん養、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。	P5, 7, 10, 13, 16, 17, 30～ 32, 38, 39, 43, 45, 55, 58, 60～63, 67, 68
ほいく 保育	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。	P7, 8, 16～18, 27, 28, 32, 43, 48, 69
ぼう芽	立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。	P20, 25
ぼう芽更新	立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽を成長させて林を更新する方法。 コナラ、クヌギなど、ぼう芽力の強い広葉樹に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。	P20, 24～26
ほけんきのうしんりん 保健機能森林	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画でその区域が特定されている森林。	P48～50
ほごじゅたい 保護樹帯	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風をさえぎり、または主風の方向に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団をいう。	P20

(五十音順)

項 目	解 説	主な掲載箇所
ぼじゅ 母樹	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。	P20, 26
みつどかんりず 密度管理図	林木の成長に関する密度効果の法則等を応用し、生育段階に応じた密度と材積等の関係を一つの図にまとめて表したものの。 この図から立木密度と上層木の樹高によって幹材積、平均直径、収量比数を知ることができ、密度管理方式に応じて収量を予測できる。	P27
みどり かいろう 緑の回廊	原生的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地を保全管理するため国が国有林に設定したもので、平成17年度までにその途切れた部分をつなぐための民有林緑の回廊が設定された。	P29
もうきんるい 猛禽類	飛翔力が強く、曲がった鋭いくちばしをもち、他の鳥類や哺乳類・爬虫類などを捕食する大型の鳥の総称。	P28
もくしつ 木質バイオマス	「岩手県木質バイオマス資源活用計画」では、県内の森林から出る用材、間伐材、林地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスと捉えている。	P28, 37
もりど 盛土	土をもって高くすることをいい、建築物の敷地、道路、堤防等を築造する際使用される土砂及びその行為。	P34, 41
ゆうようこうようじゅ 有用広葉樹	一般に、住宅部材、家具用材等として利用される材が採れる樹種を指している。家具建築用材などに利用されるブナ、カンバ類、ナラ類、ケヤキ、キリ、ハリギリなどがある。	P21, 23
ようへき 擁壁	崖や盛土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。	P41
りんぎょうせんようどう 林業専用道	森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車や大型ホイールタイプフォワーダなど車両の走行を想定した構造となっている。	P8, 35, 36
りんぎょうけいえいたい 林業経営体	林家や林業会社など所有権または所有権以外の権限に基づいて育林または伐採を行うことができる山林を保有している世帯、法人、団体をさす。	P8, 70
りんぎょうふきゅうしどういん 林業普及指導員	森林所有者等に対して、森林・林業に関する技術及び知識の普及や森林施業に関する指導を行い、また、試験研究機関との連携により専門の事項の調査研究を行う、一定の資格を持つ都道府県の職員。	P23
りんぎょうろうどうりよくかくほしえん 林業労働力確保支援センター	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づき林業労働力の確保等を目的として設立された公益法人を、知事が林業労働力確保支援センターとして指定するもので、本県では、(公財)岩手県林業労働対策基金を平成8年に支援センターとして指定している。	P35, 36

(五十音順)

項 目	解 説	主 な 掲 載 個 所
りんどう 林道	木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登載されているものをさす。	P3, 5, 8～10, 15, 16, 33, 34, 36, 53, 54
りんぱん 林班	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。 原則として字界、沢筋・尾根筋・河川などの自然地形又は地物をもって、面積がおおむね50ha程度となるように設定しているもの。	P34, 39, 40, 60～66
りんれい 林齢	森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年数をさす。	P22, 27, 28
れつじょうかんぼつ 列状間伐	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な間伐方法。	P28

